平成27年第1回西郷村議会定例会

議事日程(4号)

平成27年3月12日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

 No.7
 11番 矢 吹 利 夫 君 (P111~P119)

 No.8
 14番 後 藤 功 君 (P120~P138)

 No.9
 4番 藤 田 節 夫 君 (P139~P159)

- ・出席議員(16名)
 - 1番 佐藤厚潮君 2番 真船正晃君 3番 南舘かつえ君
 - 4番藤田節夫君 6番 仁平喜代治君 7番 秋山和男君
 - 8番 欠 員 9番 小林重夫君 10番 白岩征治君
 - 11番 矢吹利夫君 12番 上田秀人君 13番 高木信嘉君
 - 14番後藤 功君 15番佐藤富男君 16番室井清男君
 - 17番 大石雪雄君 18番 鈴木宏始君
- ケ貞(1名)
- · 欠席議員(1名)

5番 金田裕二君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大 倉 修 君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 参 事 兼 会 計 室 長	金田勝義君
参	山崎 昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参 事 兼 放射能対策 課 長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参 事 兼 健康推進課長	皆川博三君
参 事 兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参 事 兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参 事 兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

 参 事 兼
 主 幹 兼

 議会事務局長
 松 田 隆 志
 次 長 兼

 兼監査委員
 器 事 係 長 兼
 監査委員書記

 庶 務 係 長 相 川 佐 江 子
 相 川 佐 江 子

◎開議の宣告

○議長(鈴木宏始君) おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(鈴木宏始君) 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。 会議規則第2条による欠席の届け出者は、5番金田裕二君であります。

◎一般質問

○議長(鈴木宏始君) 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。

それでは、通告第7、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。 ◇11番 矢吹利夫君

- 1. 保育園の運営について
- 2. 村財政について
- ○11番(矢吹利夫君) おはようございます。11番矢吹利夫です。通告順に従いまして、3日目の一般質問をします。

保育園の運営については、私は一般質問の中で何度となく取り上げてきました。その中でも、保育時間の延長や土曜日の1日保育と、行政の努力もあって保護者の要望に応えることができました。

しかしながら、近年は働くお母さんが一般化し、待機児童が年々増加している状況があります。一部で言われているような景気回復が身近で感じられない状況であり、また、消費税増税後の生活必需品の値上げ等の厳しい家計状況を助けるため、保育所などに子どもを預け働きたいと希望する女性が増加しています。また、出産以前から働いているお母さん方も、子育てをしながら仕事を続けたいと希望する方が多くなっております。しかしながら、全国的に見ても、女性の就労希望の増加に比べ保育所や保育士の数が追いつかず、保育所に入ることのできない待機児童が存在しています。

そこで、待機児童についてお伺いします。まず最初に、村内の3保育園の過去3年間の状況についてお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 11番矢吹議員の一般質問にお答えをいたします。

保育業務のうち、待機児童の3年間の状況についてでございますが、ご質問の村内3保育園を合わせました年度末での待機児童数をお答えいたします。平成24年度は、現に就労している保護者の児童8名、求職中の保護者の児童7名、計15名。平成25年度は、現に就労している保護者の児童6名、求職中5名の計11名。平成26年度は、就労している保護者の児童9名、求職中の児童19名、計28名でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 11番。平成24年度から平成26年度保育園児童数、もう少

し私なりに調べました結果、説明しますと、平成24年度については、まきば保育園は定数150名に対し入園児童数は188人、パーセントでいいますと125%です。みずほ保育園については定数120人に対し153名で128%です。そして、川谷保育園は定数90人に対して117人、127%です。そして、待機児童は先ほど申し上げましたとおり全体で15人いました。

平成25年度については、まきば保育園は定数を15名増加しておりますので、定数は165人にしましたので196人入園児童がいました。119%ですね。そして、みずほ保育園については定数は変わりなく120名ですが、165名で138%になります。川谷保育園は定数90人に対して118人で131%です。待機児童は先ほど村長が申したとおり11人でした。

平成26年度については、まきば保育園は定数165名に対して196人で119%です。みずほ保育園は定数を新たに30人増加し150人になりましたが、171人で114%です。川谷保育園は定数90人に対し117人で130%であります。こうすると、待機児童は全体で28人いました。このように3年間3つの保育園でも定数オーバーしているのが実態です。

また、もうちょっと簡単に言いますと、平成24年度から3つ合わせた合計数を申し上げます。保育園入園児童ですが、3つ合わせた入園定数が360人に対して458人いました。そうすると98人預かっているわけなんです。平成25年度につきましては、入園児童定数は15人増やしましたので、375人に対して479人が入園しています。104名多いわけです。平成26年度については、入園児童数は30人増やしたものですから、450人に対し484人が入園しました。そういうことで79人多いわけです。過去3年間を見ますとこのような状態です。

それで、今後どのような考えがあるのか、まずお聞かせ願います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 詳細に傾向等をお述べいただきました。

お話しのように増加傾向にあります。 3 保育園では定員を超過しているということになっておりまして、クラス編制を工夫するなど、入園を希望する保護者のニーズに応えようと努力を行っているところでありますが、施設の規模等によりまして全員受け入れに至っておりません。平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの就学前児童に対する保育所利用児童数の割合も増加傾向がありますので、今後とも、保育所の利用の数につきましては増えていくものというふうに思っております。

平成27年4月より施行されます子ども・子育て支援法は、日本の少子高齢化の傾向を先取りといいますか、対応するためにということで、やはり合計特殊出生率を上げていく、あるいは婦人の就労といいますか、女性の進出を促す、そうでなければ日本の活力は維持できないし、かつ人口の減少を食い止めることはできないということから、こういった法律ができております。新制度によります小規模保育園、すこやか保育園等が4月より定員18名で開園することもあります。また、年度途中に10名定員の同じく小規模保育園が開園する予定ともなっております。

こういった事情を参酌いたしましても、議員おただしのとおり増加傾向は続いてまいるというふうに思っておりますので、現在、新規あるいは増設、そういったものを考える時期に至っているというふうに思っております。ただ、規模、内容、運営の方法等につきましては、詳細にニーズに応えますような、そういった観点から検討しているという状況をお答え申し上げたいと思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) ちょっと先ほど聞き漏らしたんですけれども、平成27年度の 待機児童の状況について伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) 矢吹議員のご質問にお答えします。

平成27年度4月からの待機児童ということで、今、村長から説明のありました、 今までのまきば、みずほ、川谷保育園に含めまして、すこやか保育園が18名で開園 する予定となっております。それで、ご質問の待機児童が現在20名というふうな人 数になっております。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 11番。先ほど課長から答弁ありました。これは3月5日現在 のですか。(不規則発言あり)

では、平成24年度についても同じで、定数421人に対して485人で、パーセントでいいますと115%ですね。その中で20名いるということで、確かに、先ほどの3年間、また新年度の平成27年度を踏まえても、保育園の今の施設の関係、また保育所の関係から見ても、限界には達しているのではないかと思いますが、その後の考えはあるのか伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 再度、その後のというお話でございました。

先ほど申しましたように、保育の方法、厚生労働省、文部科学省いろいろあって、 今度内閣府が入ってきたということもあります。こども園、認定こども園とか、いろいる形態が併用する可能性があるということでありますので、幼保一体とかいろんな運営方法、あるいは制度のバックアップすること等もいろいろ整備されていくものと思っております。そういったことを前提といたしまして、新規あるいは増設、そういったことを検討しているということを申し上げたのでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 再度お聞きしますが、ただいまの答弁では確かに保育園が足らないと思いますが、また近くには200戸の宅地分譲地が計画されると聞きますが、 それも念頭に入れて、定数増のため、保育園の増築や新たな保育園の建築の具体的な計画はないのか伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 検討課題の中に、今言われました新しい宅地造成の話、人口の増

加をどう読むかですね。地方創生計画の中に人口予測が入っております。もちろん、これはいろいろな状況を判断しながらというふうになりますので、その派生として、子どもがどの程度の数になるかということも、多分この数の中に、想定の中に入れていく必要があるだろうというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) それでは、保育士の処遇について伺います。 このごろは、施設を整備しても保育士不足がマスコミで取り上げられております。 特に都会は顕著なのでしょうが、保育士不足で待機児童が出るといったことのないよ
 - う、保育士の採用には力を入れていただきたいが、どう考えていますか。伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おただしのとおり、昨日、おとといのテレビで放映されていました。若い人の処遇あるいは急激に保育園の入園者希望が増えている。どう対応するか。 よってということですが、やはり若い人のみならず、経験をお持ちの方、ぜひ参入してくださいということを、いろいろテレビで報道しておりました。

やはり急激な保育士の養成に対しては、もちろん費用といいますか、賃金、こういったことも絡んでまいりますが、実数が不足している状況もございます。現在、ハローワーク等への求人をお願いしたり、それから処遇として保育士の賃金等についてアップする。現在、臨時的な対応につきましては、有資格者については1,010円ということになっておりまして、見直しをして増やしているという状況にもございます。しかし、なかなか実数と、それから入園希望者のバランスといったものがうまくいかないといったことも想定されますので、そういうことにつきましても、お金だけなのか、いろんなことを考えながら対応していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 再度お聞きしますが、どこも保育士が足りないということであれば、当然、条件のいいところに行くようになると思います。正職員であれば応募があると聞いていますが、採用の予定はあるのか伺いたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おっしゃるとおり、正規職員であれば応募は増えるものというふうに思っております。では採用するかどうかということですね。去年等もあって、そういった方向も考えているところもありますが、しかし、基本的には保育業務につきましては、アウトソーシングの方向に当初からしているということもあって、そういったことと、それから社会法人にお願いして処遇を改善しながら、そういった方向もとっていくという2段構えでということで、今、考えているところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 正職員を採用しないということであれば、臨時職員での対応ということになるかと思いますが、賃金など保育士を確保できる条件がどのようなのか伺いたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

- ○村長(佐藤正博君) 臨時職員のお話でございます。通常の勤務 4 時間、早番・遅番、それから短時間勤務など、勤務の形態で違うわけでございますが、短時間は高く支払っており、保育士の資格を持っている人は時給、現在、これまでは 9 6 0 円から 1,0 1 0 円となっているところでございます。一昨年までは 9 3 0 円でございましたので、条件を少し切りかえてきたと。それから、期末手当等の支給等も支給し、それから嘱託化といいますか、条件の変換ですね、こういったこともしているところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 今後も、保育士の待遇などを考え、利用者のためにも確保に支 障がないようにしていただきたい。

また、みずほ保育園は、平成28年度から民間保育園を計画しているようですけれども、みずほ保育園、まきば保育園、さらには川谷保育園ともども、きちんとした保育園の運営体制を確保、また指導するように申し述べ、終わります。

次の質問に入ります。 2 点目の村財政について伺います。村財政については、 15番佐藤富男議員からも一般質問でされていますが、私なりに別な角度から質問させていただきます。

西郷村には、信越半導体やオリンパスといった優良企業など五十数社があり、村の 財政を支えている大きな要因となっております。そこで、村の財政予算に対する村内 の企業についてどのような経営状況なのか、お伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 企業について村財政との関係のおただしでございます。

平成26年度、今年度の最終予算では、法人に係る税収を1億9,000万円増額 しまして9億7,000万円としたところでございます。

かつて非常に好況な時期があった。バブルを越えて、さらに2次、3次の景気の動向の中にあって、我が西郷村は不交付団体になったと、すばらしいことであります。 企業の寄与率が一番大きかったというわけであります。その時期を越えてリーマンショックですね。あの甲子トンネルの開通した年、リーマンショックが起きました。これは日本だけではありませんで、世界の経済に関係するわけでありまして、世界の経済イコール我が村内の国際的な企業に影響したということでありますが、1回下がりましたものが、アベノミクスかどうかということでありますが、回復基調にあるのではないかという期待を込めた今回の補正予算であるわけでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 質問します。これも佐藤富男議員の質問と重複しますが、それでは、平成26年度の最終予算と平成27年度の法人税収入の予算を比較しますと、 平成27年度の予算を減額しておりますが、減額の理由をお伺いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 平成27年度の減額理由でございますが、法人税法等が改正されまして、法人税率が12.3%から9.7%に下げられたと、この結果でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 今後も村の安定した財源を確保するため、法人税収入の確保は 必要不可欠と思いますが、それでは企業誘致等の考えはあるのか伺います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 法人税が村財政にとって非常に重要な位置を占めていた。この結果について少し申し上げます。

企業業績が非常によかったということで不交付団体になって、我が西郷村は全国 1,700のうち130番以内、あのころですね、非常によかった時期があります。 そのときにお金を使わないで基金に積んでおきました。基金の状況を申し上げますと、 平成17年度は21億円であります。それが平成19年度45億円、それからずっと 来まして平成23、24年度40億円台、平成25年度39億円、平成26年度決算 見込み44億円、そして平成27年度当初予算段階では41億円程度を見込んでいる という状況でございます。

結局、財政の運用というのは、やはり一回政策を決めると10年は変えない、そういう計画で私は来ております。そうしますと地方交付税法、今回、交付税法の原資であります法人税等いろいろ32%から37%に引き上げる。要するに国家財政がなかなか好転しない、そして借金が1,000兆円も超えてしまったと、どうしていくかということで将来見ますときに、なかなか国家財政の運営の中の地方交付税、厳しい状況にあるというふうに思っております。今年の当初予算は16兆円を超えまして一安心したところでありますが、来年、再来年、今回の景気がうまく軌道に乗って税収が上がって、そして交付税の財源が確保できれば、これは最高でありますが、しかし人口減少、社会経済、世界経済はうまくいくのかどうかということを展望したときに、なかなか楽観はできない、厳しく見るべきであるという前提から基金をつくったというわけであります。

基金のうち、フリーで使える財政調整基金であります。全体の基金の中の財政調整基金は、平成17年度は8億9,000万円、それからずっと来まして18億円、17億円、20億円と来まして、平成26年度決算見込みは20億4,000万円であります。標準財政規模50億円でありますので、その20%、10億円ぐらいは持っていなければなりませんが、現在20億円です。これを私はだんだん目的別に振りかえていこうと思っています。

1つは、これまで景気の乱高下があった場合は、法人税の還付を伴う可能性があった。これまで数回ありました。還付をする場合は一般財源で返しますので、その原資がない場合は一発で赤字になる、村財政が。そうしますと、財政調整基金を持っていないと、これは安心できないわけであります。最大、法人税のマックスの納税率で、それが最悪に陥った場合どのぐらいになるんだろうと、10億円ぐらい還付する必要があるだろうという予測をかつて持っておった。その段階に10億円をオーバーしておこうと思って現在に至っております。今のところは、法人税、先ほど申しましたように9億円程度でありますので、全額返還になった場合でも10億円あれば足りるわ

けであります。よって、現在の20億円は少し目的に振りかえていこうではないかと、現在思っているところでございます。

そういったことを考えますときに、現在、税収40億円、固定資産税半分、それから民税、それから法人、償却資産、いろいろバランスを見ますときに、やっぱり企業業績が上がっているということが一番の要諦であります。今般、二、三回申し上げましたが、日本経済新聞で、この10年間で力をつけた市町村はどこかということで、西郷村は7番目にランキングされました。なぜそういうことができるのかといいますと、基本はマザー工場があるかどうか。要するに世界に冠たる工場で、そういった生産が認められて業績が上がるといった場合が、非常に企業業績イコール地方財政に入ってくる。地方財政はそれをキャッチアップして、今度は投資的経費あるいは福祉に回す、こういった財源の還流をもくろんでいるわけであります。

よって、引き続き、現在ある村の企業、いい企業があります。まことにありがたいことです。そこの運営状況あるいは従業員の皆様にお願いして、さらにこの企業を守り立てていって、あるいは新しい雇用が村民の方々に増えていく、そして家計も、あるいは村財政もうまくいくといったことをもくろむということが大きな目標であります。

私は、これまで村内にある企業の皆様、トップの方々といろいろ懇談をさせていただいて、新規の増設、あるいは研究所あるいは新しい工場、マザー工場になるように、そういったことをお願いしてきている。そういったことが、今後とも不断の努力を行うことによって、新しい工場が来たり、あるいは今ある工場が大きく広がったり、あるいは新たな技術を開発して新工場ができたりという夢につながっていくものというふうに思っております。

それ以外にも、県の企業立地補助金、あるいは東京事務所、あるいは現在土地をお 持ちの各社等を訪問して、そして企業誘致あるいは新たな制度につきましても、その 運用等について情報の交換をして、そして今の製造業あるいは第3次産業、そういっ た新しい雇用の場を拡張していく、そういった努力をしてまいります。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) それでは、企業誘致するためにどのような活動を行っているか お伺いします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 先ほど申しましたように、現在の企業の情報交換あるいはいろんな依頼ですね。同時に、そればかりでなくして、県との連携、国との連携といったこと、あるいはいろんな企業立地のセミナー等が開催されます。それはいろんな情報を持ってトップセールスをするといったことも含めて、情報交換に当たっているところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 次に、企業の設備投資などは社会の景気動向に大きく左右されるため、期待できない部分もあると思いますが、総合的な観点から財源の確保を今後

どのように考えているか、お伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 地方財政は法定されております。1つは交付税制度というのがあって、かつて国と地方の税の使い方あるいは徴収の仕方をどうするか、6・4が逆6・4になるようにということですが、やはり国が集めたものを地方にどう分配するかと。それをどのように指標をもって数字化していくのかと。地方交付税制度があったわけであります。これは基準財政需要額と収入額の差額でありますので、一律保障されているということであります。それを超えた事業あるいは高度な事業を行っていくためには、独自の財源をそれに上乗せしていく必要があります。

よってということになりますと、やはり固定資産税あるいは個人住民税、法人住民税、あとはその他の法定の石油に関係するもの、あるいは目的税である入湯税、ゴルフ場利用税、いろんな組み合わせがありますので、そういった部分を着々とということを念頭に置いてきております。

ただ、努力する場合はどうするかといった場合は、1つは、個人、法人につきましては収入額、所得に応じますので、個人所得あるいは法人所得を上げていく、こういった努力が必要でありますので、これは経済と関係すること、あるいは雇用と関係すること、昨日は春闘のことが新聞、テレビに出ていました。大企業は6,000円賃上げを要求している。通るかどうか、去年の倍であります。景気が政府の景気誘導策によってうまく好転することを願っているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) その財政の健全化を図るための具体的な歳出抑制策とはどのような策なのか、お聞きします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 財政健全化のお話がありました。いろいろ話がありましたね。経 常収支比率でしたか、90%を超えているので大変だと。当然であります。では、財 政の健全化といったものがどの程度になっているのかということを最新の指標で申し 上げたいと思います。

福島県59市町村があるわけでありますが、平成25年度決算の指標を見てみたいと思います。財政力指数、一番高いのは大熊町、2番目が広野町、3番目が楢葉町、4番目が西郷村であります。財政力指数、大熊町1.33、広野町0.95、楢葉町0.89、西郷村0.89、楢葉町と同じでしたね、去年は。これが1を超えた場合は不交付団体になります。そして収入額、75%で計算しますが、25%はオーバーした分になりますので、そういった努力をすることによって財政が好転するというのが財政の健全化であります。

そうしますと、それと同時に経常収支比率、義務的経費等がどの程度あるのかということになります。2つ西郷村はありまして、先ほどの財政力が高い場合については地方交付税、現ナマではなくて財政対策債、こういったものを起債してくださいと。現ナマでやることは国の財政上容易でないので、起債をしていただいて、その分

100%交付税措置いたしますということが仕組みとしてあるわけであります。そういったことを勘案して、現ナマで来るべきものが一番いいわけですが、なかなか借金はしないと。後で交付税は下がる可能性があるということもありますので、そういったことは自律的な運用をしていきたいということで、借金はなるべく抑制しております。

それを勘案しますと、実質の他の市町村と比較できます経常収支比率は86.9%であります。90%を超えますと指導が入りますので、ではどの程度なのかということであります。西郷村は41番目になります。そうしますと、86%というのはどういう程度かといいますと、福島市が85.9%、郡山市86.5%、それから西郷村より指数が高くなってきますのは相馬市87.2%、本宮市87.8%、そして広野町が96%、楢葉町が101%であります。要するに原発による潤沢な財政力によっているんな福祉施策をやってくれる。そうしますと、それが政策的に変えないといった場合は、義務的経費化してきますので、経常収支比率は高まっていくわけであります。どの辺がいいのかということになりますと、90%を超えてはならないというふうに思っておりますので、現在、同じようなところは、福島市、郡山市、南相馬市、それから相馬市、磐梯町、本宮市、あと大体同じ程度でございます。

次に、実質公債費比率というのがございます。これも18を超えてはなりませんが、現在、西郷村11.9であります。周辺は、白河市11.1、それから中島村12.3、いわき市が12.0でほぼ同じであります。

そういうことでもありますので、いろいろ健全化ということを、やっぱり数字を見ながら悪化しないように、スクラップ・アンド・ビルドといいますか、新しい施策も出てまいります。どの程度のスクラップ・アンド・ビルドができるかということを毎年考えながら、予算を組んでいるという状況でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君。
- ○11番(矢吹利夫君) 最後になります。

今後も財源確保に努力していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(鈴木宏始君) 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、14番後藤功君の一般質問を許します。

◇14番 後藤 功君

- 1. 村長の政治姿勢について
- ○14番(後藤 功君) 14番。まず議長に、資料を議員の皆さんに配付していただき たい。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午前10時45分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開します。

(午前10時49分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時10分まで休憩いたします。

(午前10時49分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時11分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の請求をされておりました資料を休憩中に配付いたしましたので、 ご了承願います。

それでは、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) 14番。今回、私は、村長の政治姿勢ということで質問に上げました。久々に、私も2回ばかり一般質問をやらなかったわけですが、あと任期も今回含めて2回の定例議会ということで、貴重なお時間だと思います。

先ほどから、昨日、一昨日と同僚議員の質問の中にも私と重複する質問内容があります。先ほどの矢吹議員の質問などでも私も同じようなことで質問いたしますが、違った角度からしたいと思います。

村長の政治姿勢ということであります。そして、行財政をどのように改革していくのかと、そういうことで、また以前にも私はこういったことで執行部に質問してきた経緯がございます。この行政改革というのは一過性のものではなくて、世の中に議会あるいは人間社会がある限り、これはずっと続く課題でございます。ですから不断の、そういう行政をバランスよく常に目を配って改革していくんだと、そういうことが必要であると、このように思います。

それで、具体的にどういうことかと申し上げますと、経済活動そのものが、人間生活の全てを取り扱う仕事、人員整理という、我々はいっぱしの地方自治体の末端の政治家でありますが、世の中の人間社会が生きていく上で、ありとあらゆるものを取り扱う職業であると。専門的な位置、そういう職人の世界でもない。しかしながら、全ての経済活動あるいは全ての森羅万象、行いというものを取り扱っていると。それには、私どもは少なくとも、基本的にあらゆるものに対して少なからず関心を持ち、あ

るいはそういったことをわからなければならないと、これが前提であります。そういう観点に立てば、私は昨今のいろんな政治の状況、そういったものを非常に憂えている一人であります。

国のことを申し上げますと、今どういう財政状況なのかと。これは村に関係ないと言われるかもしれませんが、実は村も連動して関係してあります。今、国の借金は、平成27年度の一般会計予算を見ますと大変な数字です。1,009兆円ですか、そういう膨大な借金を抱えていると。そして、我々国民1人当たり幾らの借金かと。約1,000万円借金しているという計算になります。これは大変なことです。現実にその1,000万円が、我々に今すぐ借金を払ってくれと、そういう突きつけられたものではないですけれども、しかしながら、これはいずれは払わなきゃならないお金です。そして、平成27年度の政府の会計予算案を見ると96兆3,420億円。そのうち今度は歳出ですよ。歳入から入りますが、歳入が同じく96兆3,420億円のうち、実に借金に当たる国債費が38兆8,630億円です。これは全体の38.3%がいわゆる借金です。赤字国債、それによって賄っているんです。税収が全部それで賄っているわけです。借金経済ですよね。そういう現実がある。

その借金は、では歳出面においてどうなんだと。96兆円何がしかの予算のうち、国債の利払い費だけで23兆4,507億円が予算消化してしまう。これは全体の予算の24.3%を占める。それから社会保障費ですね。いろんな年金、医療、そういう社会保障費で31兆5,297億円、これが32.7%を占める。これだけで57%です。そのほかに、先ほど村長が言われた地方交付税、これが15兆5,357億円、実にこれを合わせると、3つで合計7割を超えると、こういった財政状況です。

では、そのほかの例えば防衛費が幾らとか、公共事業費、これは全体の予算に比べ たら微々たるものなんです。防衛費なんかも、人によっては軍備拡張だなんて言われ ますけれども、せいぜい5兆円。公共事業費だって大した額ではない。そういう全体 の予算の構成を見ると、本当に我々が日常生活で必要としているインフラ事業でも、 いろんな国民生活に直結する経費はわずか3分の1にも満たない国家予算なわけです。 こういう現実があるんです。何のことはない借金漬けの借金経済で、我々はあたかも 何の痛痒も感じないようなことでやっていますけれども、しかしながら、これはいろ んな学者あるいは経済学者、企業のいろんな人、それから政治家でも、この間もテレ ビでやっていました。いずれこれは、明日破綻してもおかしくないんだと。これは国 民の皆さんはわからない。政府だって財務省の役人だって、これはわかっているんだ と。もう破綻するんだと。ただ、あまりにもその衝撃が大きいので言えないだけ。も ちろん政治家なんていうのも、票を、国民の皆さん、我々もそうですけれども、お願 いする立場だから、そういう本当に暗たんたることは言えませんね、私は言えますけ れども。話はそれるけれども、ビートたけしが、選挙で確実に落選する方法は、そう いうものをストレートに言って、こんな社会保障、とんでもない切ってしまえとか、 そういうことを言うと確実に落選すると。これ確かにそうなんですよね。

しかし、私が言いたいのは、今ここで申し上げたそういった現実から、国家財政は

どうなんだと、そういうことをやっぱり認識した上での政策の云々を言わなければだめだと。国の状況はこうだと、そういったことで、あれもこれもやればいい、では一体誰が金を出すんだと。今、国債はどんどん、安倍首相も日銀に金融緩和、要はお札をどんどん刷れですよ。日銀は、前の総裁はそういうことにいろんなバランスを考えて、これは大変なことになると。そういうことで一定の歯どめをしてきましたが、黒田総裁はやっぱりどんどん、わかっているんでしょうけれども、安倍首相の意を酌んで、アベノミクスでどんどん金融緩和をやった。このツケはいずれ、アベノミクスも今どうなるかわからないですね。成功していると言う人もあれば、破綻しているんだと。

いずれにしても冷静に考えれば、こういう借金経済をそういうことでやっていれば、私も素朴にこれは、専門家でない私だってそのぐらいは、これはもう破綻するであろうと。家計だって、10万円の給料で4万円も5万円も借金して成り立つわけがないでしょう。現実はそういう状況で、みんな国家運営も県でも村でもやっているんでしょう。

そういうことの前提に立てば、あまり甘いことは言っていられないです。こんなことを言うと、後藤になんか票を入れるななんて言われるかもしれないけれども、何でもやってやれだから、本当は。村長もある意味では、何やっているんだ、何もしないじゃないかなんて、先ほどとうとうと得意の財政論をぶっていましたが、しかしそれはそれですけれども、要はできることをしないということもありますね。

昨日、一昨日かな、村長ですか、選挙のいろんな言われたことが気になっているんだか、何もしない政治。私らが考えたんですよ、あれ。これは私も考えてみたら、住民というのは何もしないなんて言うと選挙に行かないんだ。何もしないなら選挙へ行ってられないと。逆だったんだ。いろんなことをやり過ぎたんだと言えば、そんなことでは選挙に行くかと、そういう逆説も成り立つ。だからあの戦略は間違ったかもしれない。そして今度は、八汐会の議員なんか、後で書かれたけれども、何もさせないんだと言うんだ。私のイラストを描いて、何もさせないのが机を並べてね。させないんじゃないんだと。数がいるんですよ、ちゃんとそろえて。村長、1年間無事に、もう1年ですよ。でも、これは私らの言うのも証明しているんだ、何もやらないんだから。あと3年間だからね。

そういう意味ではどうも、この議会で与党・野党という議論が盛んに言われていますが、それはそれでいいでしょう、確かに。私も佐藤正博が憎くてどうのこうのではないんだけれども、ただ物事の政治に対する考え方の行き違いで、村長はこっち、我々はもっと積極的に物事を進めたらどうなんだと。端的に言えばそうです。それで、あなたはどうも我々のおめがねにかなった村長ではないと、ここはひとつお引き取り願って別な人を立てようと、そういうことなんです。だから別にそんな難しいことではない。

それにしても、村あるいは人々の生活に責任を負う我々としては、革命を起こして 村長をどうのこうのできませんから、やっぱり選挙で取りかえるほかないんだから、 そういう意味で、今ある村長にどういうふうにやらせたらいいのかとか、そこで合意をもって前者でこういうことだと。こういう今取り上げた問題なども、私はそういう観点から、まず現状認識はこういう状態なんだから、まずお聞きしますが、国は今申し上げたような借金漬けで、1,000兆円を超える借金を抱えているんだと。村の、先ほどいろいろ村長が公債費比率云々、借金はどうの、基金がどうのとおっしゃいましたが、今言った国に対して村はどれだけの借金を背負っているのか。基金は別ですよ。社会保障費幾ら、借金が幾ら、これは資料も私は請求しましたが、人件費幾らなんだと、そういう概算、大ざっぱで結構ですから、その辺の割合をまずお聞きします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 14番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

村長の政治姿勢ということで、るる申されたことは正しいですね。ただ後段、何もしないとか何かは反論いたします、あれはしようがないですから。あれは選挙の結果であります。議員にはなかなかおめがねにかないませんが、私は村民からの負託を受けていますので、それはそれでやるしかないというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

1週間ぐらい前に、日本生命が投資先を海外に向けたと日経の1面に出ましたね。なぜそうしたんだろうといろいろ書いてあります。やっぱり先ほど、要するに国債買いだけでいいのかと、国債利回りが悪いよということがあって、そういうふうにシフトしてきた。さすれば日本生命ばかりではないですね。いろんな資産運用についてのシフトをしてきたわけであります。日本の経済はどうなるんだろうということがあって1,000兆円、村はどうかということですが、先ほど、公債費比率11.何ぼと申し上げましたね。あれが18にならないようにということでやっております。

一番は、やっぱり国家はどうなるのかと。国家がそうなった場合は、先ほどの地方交付税が1番、命の綱であります。2番目は、企業経営の法人税あるいは所得税における村民税になりますので、これが一番大きいというふうに見ております。そうしますと、いろいろ社会の層を申し述べられました。税金を納めないで、かつ国民の要求は大きいだろうと。そういうことをやってきて借金が増えてきたときにどう転嫁するのか。いろいろそれに対する論評が出ております。

一番わかりやすいのは、新聞に出ていましたですね。かつて小渕総理になったときにいるいろ借金の問題があった。宮澤総理の前、財務大臣になったときに、もう既に300兆円超えたから、私は最高の悪い大蔵大臣と呼ばれるだろうというコメントを残して去りましたね。あの後、ずっと実は700兆円も上がってきたわけであります。要するにどこかで税収を上げることをしなければ、消費税ではあったわけですが、それをなかなか先延ばしにしてきた結果ということが1つ。もう一つは経済の影響もありますが。

こういったことをどういうふうに見るのかといったときに、北欧はどうしているんだろうと、前に話を議員としたことがありますね。デンマークの話が引き合いに出されます。デンマークはかつて、隣のスウェーデンとかいろんなことで覇権を争いまし

たが、夜中に兵士が来て、みんな首をとられて国が乗っ取られる、非常にまずい、どうするんだといったときに、軍事費を上げていきましょうと。軍事費をどうして上げるか、税金を上げるしかない。税金は上げましょうといったときに、税金を納める人をちゃんとつくらなきゃならない。ぐるぐる考えて、人材育成と、それから高率な税金を納め続けてきた結果として、軍事産業が民政に転換して、そして先端技術と、それから財政が好転して揺りかごから墓場まで、年をとっても老後の安定は大丈夫だと、国が面倒を見るという社会に至った。

ポイントは税の問題であります。議員が言われたように、1,000兆円の借金を どうするかということと、税収、国民がどう負担して、どうそのリターンを受けてい くかというバランスにあるわけであります。

西郷村はどうだということでございますので、一番は、1,000兆円もないですが、やっぱり一般会計、それから債務負担行為がありますので、それを指標で言っている18などとならないように、発行を少なくする、繰上償還をする、いろいろなことで対応しているところでございます。

額もですか。額も言ったほうがいい。(不規則発言あり)

- ○議長(鈴木宏始君) 企画財政課長。
- ○参事兼企画財政課長(須藤清一君) それでは、村の地方債の年度末残高になるわけなんですが、平成25年度の年度末残高として、一般会計の借入額の起債残高が75億9,898万2,000円、それと特別会計のほうの起債残高がございまして、公共下水道事業で40億4,509万9,000円、それと農業集落排水事業で15億9,208万1,000円となっております。

それで、借入額の元利償還なんですが、平成25年度で一般会計のほうで6億6,208万3,000円となっております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君の再質問を許します。
- ○14番(後藤 功君) 先ほど私、国の借金1,009兆円と申し上げましたが、これは国だけでなく地方のを合計して、国だけだと780兆円だと。これは国、地方合わせての借金です。そういうことでございます。

それで、ただいま企画財政課長のほうから、西郷村の地方債は幾らなんだと。一般 地方債と特別の地方債、それから農業集落、合わせると14億円ぐらいですか。(不 規則発言あり)ごめんなさい、140億円ね。こういう数字であります。

だから、村の借金だって決して、借金そのものはないとか、西郷村がそういう面において安全だとか、そういうことは言っておられませんね。私はなぜこういうことを言うかというと、一つの財政の裏づけ、借金は幾らあるんだと。ただ、出すほうの、歳出のいろんな事業が今年度はどうのこうのと、それを言う前に、まず財布は幾らあるんだと。そこから、借金が幾らあったら、このぐらいしか使えないだろうと。そうすると、当然、固定費のこういう借金がある、あるいは税収が細っている、地方交付税だってこの率で必ずしも国から来るという保証はないんです。そうした場合、家庭

でも商売でも、まず固定費を削るんですよ。その分を借金に回したり、あるいは新規 事業に回すとか、そういうことですね。しかしながら役所というのは、そういう固定 したものは全然顧みないで、ただ税収が入ってこないから借金するんだと、そういう 簡単な図式で予算も組んでいると。

私、資料を要求しましたが、西郷村の人件費もそうです。いろいろなことを詳しく出ていますが、この中でも特に超過勤務手当ですね。これが平成25年度で、特別会計の分も合わせると6,000万円を超えていると。ということは、今、議会でも議員定数の適正化云々ということで、今回、最終日に報告されると聞いております。私はそれは反対でありますから加わっていません。それには、聞くところによりますと、財政状況厳しい折、議員1人当たり400万円としても800万円浮かせるんだと。それはそれでいいでしょう。

しかしながら、私は全体の、西郷村の財政状況が厳しい、それから人件費云々言うのなら、全部で一体幾らかかっているんだと、そしてその項目ごとに何ぼ支出しているんだと。はたして、それは何の指摘を受けないでやってきていると。私、以前にもそういうことで議会で、これは多過ぎるんじゃないかということで、極端にその翌年、超過勤務手当が下がったことがありますよ。我々議会がそういうことを指摘した。

これは先ほど前段で申し上げましたが、行財政改革というのは、その都度不断にやっていかないと、またおかしくなってくると、まさにそういう声が、これは私が言っているからまだいいんですよ。議員各位も、自分らだけで減らしてどうのこうのというのは非常に片手落ちだと。要は、今私が指摘しているようなこういったものをなくすということです。村長、関係ないなんて言っているかもしれないけれども、聞くところによれば、それだって、野党のやろうら、申しわけない、ちょっと削減してやるという、怒るかもしれないけれども、そういうことも聞く。これは本末転倒なことで、そんなことよりも、私は、我々の議会もそうですけれども、こういうことにきちっと目を通して、地方債、今、借金が幾らある、ここはどうなんだと、そういう観点から、そんな重箱の、自分らの選挙のパフォーマンスだかわからないけれども、そんなことで大事な住民の皆さんを、わずか我々の意見だけで通してしまう。こんなことは非常に私は許しがたい。これはちょっとずれるかもしれないですけれども、しかしながらそういうことなんです。ずれるとおっしゃったけれども、違いますよ、それは。私は控え目にしているからそう言っただけだから。その辺、間違えないように。

ですから、今この数字を全部読み上げる時間もないですから、言わないですけれども、超勤手当だって、職員の皆さんが、こんなことをやればおもしろくないな、確かに。しかし、それも実際はどうなんだということ。私の目から見ると、例えば課長、管理職の皆さん、部下が今日は幾ら超過勤務やりましたと、そういったこともきちっとした目で見ているのかと。ただ報告を受けて、昨日2時間、3時間やりました、はい判こ、べたんというのが、恐らくそうなんじゃないか。

そして、では嘱託、パートの職員は幾らなんだということで資料を出してもらいま したが、正職員164人ですか、そのほかに嘱託・臨時職員が122人、それだけの 皆さんをマンパワーとして使っているんです。一般の住民の皆さんは、役場職員百何十人ですよと、それしか思っていない。私は、嘱託を使うなとか、使ったほうがいいとか、そういうことではありません。ただその中身が、今こういう村の財政あるいは国家財政なんだから、そういうところに全然手をつけないで、ただ予算がないから、あるものはばっさり切るのもいいでしょう。

端的に申し上げますと、例えば住民生活課も、今回の予算を見ますと街灯の新設がゼロだと。修理に。予算はないぞと。村長、選挙のとき、明るい村、笑顔だと。何を考えているんだ。わずか400万円の要求をばっさりだ。みんな明るくなったって喜んでいるんです。明るい村と言うなら明るくしたらいいでしょう、そういう物理的なもので。私は一つの例として申し上げましたが、どうも佐藤村政というのが納得いかないですね。

そして、議員の人件費が大変だとどこかで村長が言ったなんて聞いているけれども、 では今年の新規採用は何人するんだと、それを聞きます。 (不規則発言あり) 今年採 用。新年度4月から。

- ○議長(鈴木宏始君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 今年度はたしか7名採用する予定です。(不規則発言あり)それは去年の4月。
- ○議長(鈴木宏始君) 総務課長。今、冒頭、今年度と、平成26年度の話ですか。 (不 規則発言あり)
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 平成26年4月は11名採用いたしました。(不規則 発言あり)今年度は……。
- ○議長(鈴木宏始君) 今年度ではない、平成27年度。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 今年度ではなくて、平成27年4月では7名、たしか 採用する予定です。
- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 職員採用も、これは確かに退職者があって、いわゆる新陳代謝 ね。人間、永久に生きられませんから、それは全く私は否定しません。これはある程 度ね。空洞化は、年次年次であいては困ると、そういうことで全く否定はしないんで すが、ただ、片一方で住民が本当に欲している予算のそういうものをばっさり切って、 片や職員採用には従来から同じ、そういうことで、補充か何だか知らないけれども、 どんどん増やしていると。総体的に前よりは減っているんだとおっしゃるけれども、 しかしその分、嘱託あるいはアルバイト、そういうものでやっているんでしょう。 私 もそう思うけれども、村民はそういうことを盛んに言っている。何で、今パソコンの 時代、あるいはいろんな事務機器の発達した時代に、そんなに要るんですかと。これ も非常に素朴な疑問で、耳を傾けなきゃならないですね。

そして、恐らく広報にしごう見たら放射能対策課除染業務の仕事、えらい迷惑の仕事だな、原発のおかげで。それによって11人増員するとか、放射能対策課に5人増員したと。それは仕事の増えた分だから理解できないこともない。しかし、この前の

放射能対策課長の説明では来年いっぱいで終わるんだと。そしたらそれも一過性の問題ですよ。そして、各課からいろんな応援、配置がえによって急場をしのいでいると。これも恒久的なものではないと。そういったことを考えると、そういう理由づけはいくらでもあるけれども、そうしてだんだん増えていく。それで、肝心なそういう微々たる予算は、ばっさばっさ今年は切っている。今まで議員が質問の中で、何だこれはと。私は全面的にそういうのにくみするつもりはありません。先ほど言ったようにそれは矛盾します。

ただ、現実に即しない、なるたけ補助金ね。補助金のオンパレードでしょう、全て。 だから、佐藤村政の政策的なそういう予算、何も組んでいないということになる。村 民プールはある。村民プールが目玉だなんて困るんです。村民プールが一般の人、ど れだけ恩恵を受けるのかと。別に反対はしないですよ、それは。

ただ、私が反対したのは、あんな崩れた、この間の全員協議会での説明によれば、コンクリートパイル、杭、5,000万円も打つんだと。そんなに打つところをわざわざ場所選定しないで、もっといいところを考えたらどうなんだと。しかし、村長のいわば頑迷固陋な、そういう考えでもって動かない。いいほうの頑迷固陋ならいいんだけれども、村長は違うんです。

だから、その辺がどうも我々はどうなのかなと。はっきり申し上げると、西郷村はこれだけ、192.7平方キロメートル、159,500へクタールの土地があるんでしょう、平坦な地盤の。そして、この前も申し上げましたが、全体の中の地図上の中でどこが最適なのかとか。あんな山へ上がったところにつくる必要ないです。年寄りは坂があると物すごく嫌がるんですよ。まして5,000万円もかけて地盤のために杭を打ち込むようなこと、何たることだと。これは8億円全額国庫補助だと言うかもしれないけれども、非常に合理性に欠けた物の考え方ですね、私から言わせれば。なぜそこにこだわるんだと。

これは議員も議員だけれども、そういうことで反対していたのに最後に上げてしま う。これはもう責められる。私は上げませんよ。これもおかしなことだ。あれは不思 議ですねと言う人があるけれども、これらもおかしい。

しかしながら、私は、きちっと考えた場合、もう少し、同じつくるにしても人が集まりやすいところ、あるいはそのものが建つことによって周辺に波及する経済効果とか、人の流れとか、そういうものがあるんですよ。ですから、各議員さんがけんけんがくがくといまだにやっているというのはそうでしょう。しかしながら、予算がこれ以上どうのこうの、つかないからということで見切り発車的に、全てそうですよ。みんな拙速だ。なぜもっと賢明な英知というか、いろんな観点から考えないのか。そして、そのランニングコストたるや、説明会によりますと4,400万円、恐らく5,000万円超えるでしょう。大変ですよ、これから。毎年毎年そういう必要経費がかかっていくんですから。400万円の街灯なんてものじゃないでしょう。

これは一つは物の考え方だから、何ぼ言ったって詮ないことかもしれないけれども、 しかしながら私はあまりにもそういう実態を、もう少し実のこもった、生きた金とい うか、よく言いますね、生きた金を使えと。そういうものを総合的に俯瞰した予算編成はできないものかと、これを思うんです。その点についてどうですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) よくお話の内容、ごもっともな部分がいっぱいあります。私も同じく、いわばそれ以上に、常勤ですから、点検しながら、そして街灯もずっと、私も夜見て歩いています。 (不規則発言あり) そういうこともあって見ております。

いろいろ財政の運用上、義務的経費、電気はもちろん義務的経費にも入ってきます。既に5,000万円近くの電気代になってきたときに、一回立ちどまって見直しをしてはどうかと。要するに、集中的なところがある、あるいはばらばらなところがありますよね。そういったことを指示したわけでございます。もちろん、足らざるところがあって、絶対というところについては、もちろん予算は補正もありますし、そういったことにはお応えできるということにおいて、実は一回縛りをかけたわけであります。

なぜかといいますと、やはり先ほど議員が申されたとおり、先行きは楽観、私はしていません。楽観視していなくて、そして好転してくれれば、なお喜びは2倍あるわけであります。

よって、なるべくスクラップ・アンド・ビルドも、行政というのは、地方自治法あるいは公務員法の勉強をしますと、法則があって、行政が肥大化いたします。なぜか。毎年これだけの法律をつくって、そして以下要略となるような法律の運用をしていくためには、本当にそれだけの人と金ということになりますので、横浜市の300万人の人口と、あるいは東京の利島村の300人程度の役場と、実は同じ法律を運用しているわけであります。

やはりそういったことを考えますときに、深さと幅の広さについて、よりきめ細やかにやるとするならば、一定程度の人員は確保して、かつスキルアップしなければならないといった前提に我々は立っているわけであります。かつ、結果として最大の効果を住民にもたらすという義務を持っておりますので、この部分については、ご指摘ごもっともな部分はいっぱいあります。私もそのようにやっているつもりでありますが、なかなか届かない部分があるだろうと思っております。ぜひ一生懸命やっておりますので、ご指摘はご指摘として受け止めて、そして改善すべきものは、さらに善処していきたいというふうに思っているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 村長も、私の言ったことに理解できるところもあるとおっしゃった。私も、自分自身が言うことも矛盾することもありますよ、それは。片やそう言っておきながらどんどん仕事をやれと。何をたまげているんだと、もっと大胆にやれと、これも一つの政治のあれですよ。

それは、要するになぜかというと、政治は、村民の皆さんに職を与え、生活を、大 げさに言えば食わせなきゃならないでしょう。そういう観点に立てば、やれ企業誘致 しろ、せせこましい金の使い方じゃなくてもっと実のある金の使い方をしろと、そう いうことにはどんと使うんだと私は言っています。その理由はなぜかというと、今申し上げたように、やはり雇用をつくれと。いくら西郷村発展、人口増を図ると。では具体的な手だては何だ。昨日も、先ほどからも各議員がおっしゃっている。まさに働く場をつくってやらなければ。それが困難なことはわかりますよ。今の経済状況ね。企業がそんなことを言ったって、このグローバルスタンダードの時代、中国に行ってつくったほうがいい、あるいはベトナムのほうがいいと、コストダウンでそういうところに立地せざるを得ないんです。そういうことはわかります、十分。そんな一朝一夕にいかないというのはわかります。

しかし、私が言いたいのは、執行部がそういう足跡があるのかということだ。村長はいつも不在で村長室にいたことがない。どこへ行ったんだと。東京の企業にセールスに行ったんだと、また大阪にセールスに行って帰ってこないんだと。本当は帰る予定だけど泊まったと、どこに泊まったんだかなと。これ余計なことだけれども、何をやっているかわからないなんて話もつくでしょう、それは。

しかし、要はそういうことなんですよ。内堀知事もトップセールスだといって盛んに、出だしが人間大事ですから、今、一気に新しい知事になって内堀カラーを打ち出すためには、果敢に動いて印象づけなきゃいけない。そういう政治的な戦略もあるでしょう。しかしそうであっても、やはり政治家はどんどん、トップセールスなんて困難なのはわかるけれども、具体的に何をしようといえばそういうことなんですよ。県の東京事務所もある。それだって足を運ばなければ、西郷村さん、こういう適当な企業があるがどうなんだと言われても、足も運ばないでわからないでしょう。やっぱりそれは熱心な、嫁をもらうのだって、あの男100回も来たからくれるかと。電話二、三回しか来ないからだめだなんて、そういうのもあるんですよ。だから、比較するのはなんだけれども、しかしそんなものです。私はそう思いますよ。

だから、佐藤村長はそういう点において何か腰が重いというか、そういうことが私は見受けられる。私だったら、村長室を温めていないで、副村長は何のためにいるのか、飾りか。何のためにいるんだという。副村長が何か動いたなんて私も聞いたことないよ。非常に存在感が薄いです。村長、あんまり俺より出しゃばれるとだめだなんて思っているんだかもしれないけれども、そういうので遠慮しているかもわからないけれども、遠慮しないでやってください。今度は俺が首をとってやるぐらいの気持ちでやらなきゃだめだよ。

だから、鈴木平作村長の時代、高久助役さんがいたけれども、私もそのときやったけれども、あの人なんかも村長を飛び越えて、ほとんどあの人がやっていたんでしょう、恐らく。そして今日の西郷村の経済状況の礎をつくったんですよ。あの人もいろいろ言われましたね。やり過ぎだとかどうのこうのと。

しかし、私は、何もやらないのが一番悪いと、そういう定義づけています。何もしないのが一番悪いんだと。それには、やはりいろいろやれば風当たりは強い。だから、佐藤村長は、何もやらないほうが選挙に勝てるとか、そういう姑息な考えによってやっているのかなと。それとも能力がもともとないのか。(不規則発言あり)だから、

それは議会筋が、なに出張ばかりやっているんだと誰も言う人いないよ。何でこれだけの百六十何人のスタッフを抱えて生かさないんですか。みんなただ飯食わせているのかい。仕事をしてもらうからその対価として我々は、ああ立派に働いているんだと。ちょっと……。

- ○議長(鈴木宏始君) 質問続けるのかい。
- ○14番(後藤 功君) 続けます。ずっとまだ。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午後0時01分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後0時59分)

- ○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。
 - 14番後藤功君の一般質問を許します。
 - 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 午前中に引き続き質問を続けますが、ちょっと間があいたのであれなんですが、引き続き質問したいと思います。

午前中は、国の財政、それから村の財政と、そういうことで私なりに調査をした、 あるいは村の財政状況はどうなんだと、地方債で百四十何億円借金していると、そう いうことでありますね。いろいろ村長に、施策やら、それから財政の運用やら、現状 の西郷村の状況はどうなんだと、そういうことでお聞きしました。

それで、私はその答弁の中で、非常に危機感というか、そういうものがある面ではあるかもしれないけれど、しかし総じて、やはりそういうきちっとした状況にあるにもかかわらず、この予算編成でも何でも、めり張りのきいた、そして、私は何も緊縮財政だけがいいとは思いません。やはり住民のニーズに合った、本当に必要なものをもっと拡充しろと。そしてその限られた予算の中で、村長がたびたび申されている、入るをはかりて出ずるを制するんだと、そういうことですよね。そういう考え方から言えば、私は非常にまだまだ甘いんじゃないかと。それと同時にまた、それだけが政治は仕事じゃないですから、そういうことをきちっとやりながら、なおかつ今度は住民生活をいかに向上させるか、そういうことですね。

その点において、午前中もいろいろ、こういうことをやったらどうか、あるいは村 長は、もう少しトップセールスで企業誘致あるいはいろんな情報を収集して、さまざ まな行政課題に積極果敢に対処していってほしいと、そういうことでありますね。

具体的に質問項目に出しておきました長期的な村長のビジョン、そういうものが私はぴんとこないんですよね。私は、政治は、特にリーダーは、あるべき短期・長期、当面はこうであった、でもその当面の今の課題だけではだめなんですよね。やはり5年、10年、20年のスパンで考えた場合、こういうふうに西郷村を運営していくんだと、そのためにはこういうことで、例えば財政は、こういうことならここを締め

て、こちらのほうに資源を振り向けていくと、そういうことが私は政策だと思うんで す。

それで、どうも佐藤村長は就任以来、3期12年、13年、あと任期3年があります。その中で、今さら、今ごろになってどうのこうのなんて言ったって本当は遅いんですけれども、しかし政治は一刻も停滞は許されません。やはり置かれた職責、我々もそうですけれども、その中にあって最大限努力しなきゃならないと思うんです。それで、今後どういう、自分なりの西郷村のかじ取りを、長期的な展望に立ってそのビジョンなり、それをまず伺いたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 暖房がきき過ぎて暑いから上着を脱いでもいいかというふうな声がございましたので、暑い方は上着を脱いで結構です。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) ビジョンのおただしでございます。

いろいろご指摘をいただいて、応援に属する部分、まことに心強い部分もあるわけであります。トップセールス、まことにそのとおりだというふうに思っておりますので、一生懸命やっていきたいというふうに思います。

私は昨年、選挙4期目ということで、公約みたいなものを出してということをやりました。では現在やっていることがどうなのかという原点に立ったときに、人口が増えている、しかしながら3・11がいかなる悪影響を及ぼし続けるのかと、これを克服し、そして元に戻して、さらに、当村が抱えるキャパシティをどう花を開かせていくのかということを考えたのであります。

基本的にそうしますと、これまでやってきたことをいろいろ振り返ったりして、結果として人が増えている。なかなかしかし、思いどおりに家庭経済が回っているのかどうかについてもいろいろありますが、世の中はいいことばかりではなくて悪いこともあります。そういったことを考えて、それを好転させていくというふうに考えて、基本的に、村民、住民というか、人の人生ですね。人の人生、生まれて死ぬまでの間ということがある人生ですので、それが西郷村に初めから終わりまで、あるいは途中からという人もいると思いますが、ついの住みかを西郷に求めると、するとした人についての人生というものを考えるようになった。年もとったせいもありますけれども、結局、子どもから成長して家庭を持って、そしてこの地域にお世話になって、その集積が村である。どのように近隣と手をとり合って、そして行政をやっていくかということでありますが、1つとして、さわやか高原公園都市というロケーションをあらわしたいい言葉があるわけであります。本当にいい場所に我々は生まれついたものだというふうに思います。

そこで、村民を守る1つ、放射能対策を最初に上げたわけであります。結局、臨時的な放射能対策課がありますように、早くこれを収束させていきたい。風評と、それから廃炉が今いっぱい問題になっておりますが、それはそれでプロに任せるとして、除染その他についてできるものは早くやるということで、除染を一生懸命やろうと。仮置き場ができたり、あるいは住宅の発注が終わって、そして緒についた形にしてい

きたいということもありますので、風評被害を含めて早くこれを終わらせていこうというふうに思ったわけであります。

2番目は、そうしますと、近ごろ防災関係等がありますよね。いろいろ質問があるとおりです。やっぱり地震ばかりではなくて、大雨とか、あるいは噴火とか、いろんなこともありますので、やはり防災といったものを念頭に置いた、自然と調和したむらづくりの社会基盤、より強くといったこともあります。ただ、これまで社会資本に本気を出してやってきたということが、逆に今度は維持補修がかかるということが今叫ばれております。そういったものとのリニューアルの仕方も出てくるのだと思いますが、そういった観点に1つは立ちたいと。

3つ目は、希望を持ち安心して暮らせるむらづくりでありますが、少子高齢化の問題といったものが必要に具体的になってくると。今日は保育所の問題が出ましたが、女性の社会進出と同時に、子育てをどなたにお願いするのかといった部分がありますので、これは地域あるいは行政あるいは社会福祉団体、そういったことを先頭とする地域で子育てをするとか、そういったことをしなければならないというふうなことでございます。

同時に、少子高齢化を両方見据えて、どのように財政運営、先ほど、めり張りをどう財政につけていくんだろうと、それから緊張感の話がありました。今後はこの分野が突出いたします。これは議員ご指摘のとおり、さっき、扶助費といいますか、社会保障費31兆円と申されましたね。結局、国家における比率が強まっているというか、増えております。当然これのみならず、地方あるいは市町村、西郷村においても同じでありますので、それをどのように対応していくか、こと細かな本当に対応が必要になってきますので、そういったところをやっぱり念頭に入れる必要があると思います。4つといたしまして……(不規則発言あり)ああそうなの。じゃいいんですか、そうすると。

- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 村長の答弁をいただきましたが、従来の村長の主張がその域を 出ていないと。私は、長期的なビジョン、いわば除染とか放射能というのは、今、長 期的なビジョンも何もない、当座、今なってきた問題だから当然なんですよ。それを 長期的なビジョンの中にどうのこうのというのは、やはりちょっと、その後もいろい ろ今おっしゃったんですが、それにしては非常に、私から言わせれば、いわば何もな いのかなと、この程度のことはこれはビジョンとかそういうことじゃないですね。

私はもう少し、夢というか、夢だけじゃないんですが、例えば具体的に、2年後、3年後にはこういう一つの工場団地というか、そういうものを造成したりとか、交通体系ももう少し道路網、産業振興のためにはもっと産業道路を拡充して、それが有機的にどういうふうに結びついていくか。それからいろんな課題がありますね、それによって。西郷村に進出したいという企業あるいは生活者の皆さん、そういうニーズをリサーチ、調査しておいて、どういうところに住みたいのかと、望んでおられるものはどういうなんだと。ショッピングセンターが近くにあるのか、あるいは公共施設は

どうなんだと、道路はどうなんだと、公園は幾つあるんだと、さまざまな行政サービスは充実しているのかと、そういうものを一つ一つ検証して、そして全国にいろんな自治体が、優良な、新聞とかいろんなところで発表されている、そういうものをまねするとか、挙げたら何ぼでもあるんですよ。そういうことが何一つ今ないわけでしょう。

だから、職員の皆さんにだって、そういうテーマをどんどん預けて研究させて、視察させたり、村長のそういうビジョンに沿ったこと、仕事を何ぼでもやらせられるでしょう。何にもないなんていうのはおかしいんですよ。少しでも、今日よりも明日、明日よりも明後日という、そういう向上的な考え方をすれば、村の発展段階だって何ぼでもこれはできるわけでしょう。

まして西郷村なんていうのは、他町村よりも非常に自然条件、地勢学的に恵まれているわけですよ。既に東北新幹線あるいは高速道路が走っている。そして289号線が会津に通じたと。それがまた延長して新潟まで行くわけでしょう、今度は。60号線、80号線を通って新潟県の三条市まで。そうすると日本海から太平洋までの中間に当たるわけです。産業的に今度はいろんな、新潟あるいは裏日本の生産物、あるいは太平洋側の中間地点、会津もそういうことでにらんでやるでしょう、恐らく。そういう非常に高い視点に立った戦略的なことを考えなきゃならないんです。

それを、やはり村長1人では確かに無理でしょう。商工観光課なりいろんな課があるでしょう。そういうものを叱咤激励して、いわばプロパーの職員を養成するというか、どんどんできるはずなんです。

我々はそういうことに何でも反対するなどという、とんでもないそういうレッテルを張るけれども、逆なんですよ。それをやりなさいと言って、それを重い腰を上げないから、あんた、やめたほうがいいんじゃないかということになるんでしょう。それがお互いにそういうことで合致して目標に向かっていたら、そんなこと言う必要もないんですよ。ただ、村長側に理解を示す人は、ただ自分の要するに利害関係さえ納得すれば、あとはいい村長なんだということです。

私はそうことは嫌で、公益のために、社会がどうあるべきか、どういうふうに発展 段階を踏んでいくか、私ごとを捨ててそういうふうに判断していくわけですよ。私の 利害関係は一切抜きですよ、そんなこと。人間社会はそういう利害関係がある、これ はもう現実わかります。私も全く否定はするつもりはありません。しかし、これに流 されたら公の物事はだめなんです。

だから、村長たる崇高なるリーダーはそういうものを一切捨てて、公はどうなんだ、 社会はどうなんだ、公益のためには、それを優先して、そういうことを言う人間の言 うことを参考にしたらどうなんですか。

ただ自分が選挙にこの人たちを取り込んでいれば有利だとか、後援者が利害関係、 そんなのは長続きしないんですよ、村長、言っておきますけど。これは一切そういう ことがなくなったら雲散霧消しますよ。佐藤村長が逆境に立ったら、恐らくクモの子 を散らすように去っていきますね。私はいろんな面で見ています。 ですから、村長は自分で慎重な考え、それもわかります。しかし、より賢明な、より公正な、より村のことを考える人間だったら、後者の、我々の言うこともひとつ頭に入れて行政を運営していったらどうなんですか。その辺どうですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) いい話を聞きましたね。まことにいい話だと思います。ただ、悪い話もありましたね。やっぱりクモの子を散らすようなことを見てしまったと、お気の毒でした。

私は、言われたことはそのとおりだと思います。かつ私心を捨てて、当然であります。私心が入っているからこそ、さっきの支持者が雲散霧消してしまったということを見られたのではないかと思います。

私は、結局、公務員とはいかなることかと。要するに税金を納めていただいて、それを住民のするところ公平に公正にということをやって、結果を出すということでありますので、これは職務専念の義務があるわけであります。いわんや今みたいなことがあれば、当然長続きはしないし、あるいは支持者も、とんでもない、早く交代しろと言われますよね。そういうことは一切ないという前提で、私も、あるいは職員もそういうことでやっております。

ご指摘される部分は多分ありますよね。これは個人的なこともありますので、私も そういったところは、ご指摘はご指摘としてちゃんと受けて頑張るという気持ちがあ ります。

そして、先ほど、私は4期目ですから4年間のことを実は言ったわけです。それで、百年の大計とかいろんなことがありますので、それはもちろん、西郷村のこれまでの歴史を読んだりいろんなことをしますと、やっぱり今後とも発展していって、そして旧奥州街道の本当のメガロポリスとの接点、あるいは住んでいる人の国際性とか社会性とかが、世界に有する人材を輩出する、本当に夢であります。それを阻害する要因があるとするならば、やはりこのことを見失う、あるいは馬力を下げるとするならばそれを見失う、それを言われたとおりやるべきことをやらないといったことがあるんだろうというふうに思います。

いろいろご指摘ごもっともなところもありますので、この件はよくお伺いしました ので、私なりにまたさらに努力をいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 思い当たる節もあるというような、わからないですけどね。私は一般論というか、村長も3期も当選されておるんだから、当然まるっきりのあれじゃないと思います。だから、やはり自分のそういう、私どもは何も、全て村長のやることなすこと妨害するという、そういうスタンスでやっていませんから、それだけはお伝えしておきますね。

ただ、その中で手法の違いですよ。もっとスピーディーにやったらどうなんだとか、 もっと住民のニーズを酌み取れとか、そういう拙速きわまりない、ただああだこうだ わけのわからないことの、そういうあれがあるんですよ。だから私は、もう少し考え をきちっとした人たち、広範にそういうものも取り入れたほうがいいと。そしてなおかつスピーディーな行政を望むと、そういうことで、次の質問を控えていますからこの辺で切り上げますが、また後の機会に譲るとして、一応終わります。

質問の次へ入りますが、地域医療ということについて挙げました。

私は、病院、医療、要するに西郷村、県南地区の医療はどうなんだと。以前にもそのことでいろいろ私は申し上げたことがあります。それ以後もさまざまな村民から、こういうことで医療は本当に県南地方は充実していないと、具体的に、いざ病院に具合が悪くなって行っても、適切な処置というか、そういうのがなされないと、非常に不安を覚えると言うんですね。私も全く同感なんです。比較対照すれば、郡山地区へ行ったら、今、緊急搬送でも白河の医療機関は当てにならないから、郡山に行くほうがいいというのが、今、住民の人の合言葉ですよ。それだけ地域医療は信頼感をなくしている。

特にそういう救急医療、特に今回、小児医療ということを私は取り上げましたが、これは若いご夫婦の皆さん、子どもの病気、そういうことが一番心配なんだと。そうですね。夜中に子どもというのは突然熱を出すとか、大人よりもそういうあれがあります、突発的なね。そのことに対して、じゃ医療はどうなんだと。これが非常に、西郷村でも小児科の病院がありませんね。内科の病院は二、三ある。二、三なんかないな。それでもニーズが満たされていないということです。

ひとつその辺を村はどう考えているのかということを聞いてくれないかと、できれば、これは相手があることですから、行政がそういう、ここに小児科の先生がいないと、病院がないと、そういうことで、特に喫緊の課題として小児医療機関をぜひ誘致してほしいと、その手だては、例えば開業するに当たっても個人の財力では、相当多額な設備がかかると、そういった場合、村の財政的な裏づけをもって援助して補助するとか、村独自で建物を建てて病院の先生に来てもらって、そういう方法もいろいろあると思うんです。そういうことで、村長にはそういうことが耳に届いていないかもしれない。しかし、私のもとにはそういうことが非常に要望が強いんです。それを私も全く同感でありますので、この点についてどういう認識しておるのか、また、今後どのようにそういう点について考えておられるのか、お聞かせください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 地域医療について、小児科医療の充実についてお答えいたします。 村民が安心して暮らせるためには、医療機関の充実は不可欠であります。小児科でありますが、白河市に小児科の医院がありますね。それから厚生総合病院等がありますが、昼間はそういうことで対応しております。夜間はどうするかということになりますと、平成20年7月からは小児平日夜間救急医療事業で、平成25年はちょっと休みましたが、去年、平成26年8月から再開して夜間をやっております。休日は当番医でやっておりますね。

そうしますと、今度は夜間とかみんな閉まってしまったときどうするかというふう になりますと、二次救急医療機関、厚生総合病院その他救急搬送という対応になって くるわけでございます。

この救急搬送についての応需率、今言われましたように100%ではありません。 郡山市等に行くことは事実でございます。この二次救急で誰もかかれないということ はできませんので、救急搬送の応需率の低下を解消するため、平成25年度から私的 医療機関支援事業助成規定により2カ所の私的医療機関、これは白河病院と会田病院 でございます。ここに6名の医師確保を支援してまいりました。これによって、応需 率といいますか、救急で郡山市へ行く率が減っているというわけであります。

議員ご指摘のとおり、放射能の発生以来、原発の事故以来、福島県は医療については手薄になっていると。佐藤雄平知事のときからそのことに着目して、それでということになっておりますが、医療につきましては日本全国そうですが、やっぱり地域医療の低下といいますか、そういうことが懸念されております。ひとつ救急を見ましても、救急は本当に、老若男女問わず甚急性のものは全て行くといった場合に、やはり混雑の度合いによって甚急性がまぜこぜになっているわけであります。これからの体制は総合医療ということで、かかりつけの医者によって、その手順というか、そういう交通整理をすべきだということもありますので、そういったことを念頭に置きながら、小児科についての手薄な部分については対応していくということにしているところでございます。

さらに、平成25年12月、西白河地方市町村会において白河地域の地域医療対策検討会を設置し、いろいろ県の寄附講座、医師派遣とか、そういうことについても応援をしていただいている。私もこの寄附講座につきましては、東京医科大学に行って学長さん、理事長さんにもお願いして、大分そういった援助をしていただいているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。
- ○14番(後藤 功君) 時間がないので、要は村長、そういうことではなくて、私は、 西郷村独自で医療の充実を図ったらどうなんだということなんだよね。

だから、西白河が、白河市で休日当番医がどうなの、それで満たされていないからこういうことを言っているんでしょう、住民の皆さんは。それだったら、西郷村独自の医療行政、そういうことをやってほしいということなんです。それに対して村長はどういう考えを持っているんだと。客観情勢じゃないんです。主体的に村がどうやって医療のニーズに、行政としてどういうふうに積極的にかかわっていくのか。また横並び、西白河の医療体制の中であくまでもやっていくんだと、恐らくそうなんですね、今の説明では。それでは皆さんは充実した医療体制ではないと、もっと村独自で、これだけの村なんだから、充実してほしいということなんですよ。

これは、先ほどのいろいろ私の質問と関連しています。というのは、やはり西郷村を発展させる、人口増を図りたい、いろんな人間をどんどん引き込んで経済力をアップするんだと、この医療の充実も入っているんですよ。だからこれが、例えば村の中心地に小児科の先生が、開業医でも何でもいい、そういうのがきちっと体制を組んだら、これはまた大変なことですね。小児科の先生もいるのか、子どもが病気になった

らすぐ対応できるんだと、大変なセールスポイント、アピールですよ。そういうふうにみんな連関しているわけですよ。だから1つの、小児医療、今、医者がいない世の中に、そんなの来るわけないなんて簡単に考えちゃうかもしれないけれども、実はこれは村発展の一つの相当な要因を握っていると、私はそう思いますよ。

ですから、医療機関がないでしょう。あるのはあるけれども、行ったらばか高くてかかられないなんていう人もいっぱいいる。やっぱり適正な医療で、いい医療を受けられるというのがみんなのニーズですから、そういうことも十分勘案して、小児科医療だけでない、私は、総合病院とまではいかないまでも、例えば大病院、郡山市のいろんな私立の病院、そういうサテライト的にこの村に来てもらって、そしてそこから一つの、それを通して本病院でいろんなものが受けられるとか、いろんなあらゆる手を考えたらどうなんだと。それも一つの行政としてきめ細かい、徹底して、だから昨日、一昨日だかの質問にありましたね、医療で。長野県の佐久総合病院あるいは岩手県の旧沢内村と、それは医療の充実によって、みんな脳卒中で平均寿命以下にしたことがある、全部アップして、今ではもう最高な医療になっている。だからそういうことなんです。やっぱりそういうすぐれた病院があったらもうどんどん来ちゃいますね。病院のランキングで千葉県鴨川市の亀田総合病院とか、いろんなそれなりのきめ細かな高度な医療をやっています。

ではこんな田舎と言うけれども、佐久総合病院にしろ、岩手の何々病院にしろ、同じですよ。やっぱり行政をつかさどる人がそういう熱意のあることをやるから、そういうふうになっている。私はぜひそういうことを頭に入れてやっていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、1つには村長の、言い出しっぺじゃなくて、少しでも そういうことを課題として真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 趣旨はよくわかります。私もこの前、佐久総合病院の鎌田實先生とお話ししました。もちろん、先ほどの東京医科大学の学長、理事長とも話しました。もちろん医科大学、福島医大、いろんな人と話をしています。今言われたことは本当に申し上げて、ぜひご支援をお願いしたい、福島県は沈んでいると。しかしながら、なかなか定着率、医大を卒業しても地域医療はどうなのか、あるいは自治医科大学の分校をつくったらどうとか、いろんな話がありましたが、やはり医療が安心の一つとなることは自明の理でありますので、ご提言よくわかっておりますので、そういったことも含めて、相談する人には相談する、お願いする人にはお願いをする、いろいろやってみたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

(「議長、議事進行」という声あり)

- ○議長(鈴木宏始君) 17番大石雪雄君。
- ○17番(大石雪雄君) 17番。議事進行で、議長に確認をお願いしたいと思います。

14番後藤議員の一般質問で、防犯灯の電気料金、光熱費の光の部分だと思うんですが、6,000万円と村長が答弁されたかのように思いますので、金額がちょっと……。(不規則発言あり)街路灯、光熱費を見ると全部で1,000万円までいってないんですよね。それを確認して、誤りがあれば訂正したほうがいいんではないかなと、そのように思いますので、お願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) ただいまの議事進行の発言について、若干休憩をいたします。暫時休憩します。

(午後1時38分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時39分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後2時まで休憩いたします。

(午後1時39分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後2時01分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に議長に対し議事進行の発言がございまして、執行部において休憩中に調査していただくようお願いをいたしました。

その件について、村長よりご説明を願いたいと思います。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 先ほどお話しありました後藤議員の予算の組み方の中において、防犯灯に関する予算が上がっていないと、そういうことでどういうことなのかという話がありました。それについて、私は、電気料金が、5,000万円に近づいているか6,000万円に近づいているか申し上げました。そういうことなので、義務的経費にこれからなっていきますので、やっぱり見直しが必要だということで、その指示をしたということを申し上げたわけであります。

正確にその数字を申し上げます。平成26年度決算見込、一般会計の電気料金全て5,950万円、そのうち防犯灯については803万円であります。

以上でございますので、総トータルとちょっと、予算の組み方の件で、800万円 が6,000万円ととられやすい発言をしましたので、ご理解のほどよろしくお願い 申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) それでは、一般質問を続行いたします。 続いて、通告第9、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

- 1. 介護保険について
- 2. 除染事業について
- ○4番(藤田節夫君) 4番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問をいた します。

はじめに、介護保険について伺います。

高齢化社会に向けた村の取り組みについて、一昨日から同僚議員からも質問が多く ありました。私は第6期介護保険事業計画に関連をした問題について伺います。

団塊の世代がここ数年で高齢者の仲間入りをすることから、高齢化率が一気に上がることは確実です。高齢化社会が進行する中で、ひとり暮らしや老老世帯が増加する中、介護保険の果たす役割はますます重要になってきています。

今回の改正では、介護保険料が基準額月5,700円とさらに値上がりとなりました。さらに、今回の改正では、介護保険事業の要支援1、要支援2の訪問介護と通所介護が介護保険事業から外され、平成29年4月までに地域支援事業に移されることになりました。さらには、特養入所者が原則要介護3以上に限定されるなど、大改悪されました。

今回の改正で村はどのような対応を考えているのか、まずはじめにお伺いいたしま す。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 4番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

介護保険の内容で、変更後についてどう対応するのかということでございますが、 第6期介護保険事業が4月から実施されますが、今回の改正では、介護保険の要支援 1と2が介護保険制度から外れ、訪問介護と通所介護が地域支援事業に移されること になります。また、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定され てまいります。これまでのサービスを維持していかねばならないということもござい ますが、この対応ということでございます。

要支援1と2のサービスが市町村事業へ段階的に移行され、特別養護老人ホームの 入所要件が要介護3以上に引き上げられることに対する影響でありますが、該当する 人がそういう段階に立つということになりますと、どういうふうにこの影響が出るか、 当然、外すとなれば今のサービスがということになりますので、問題になるというふ うに思います。

介護保険は、介護給付費、介護予防給付費、地域支援事業に分けられ、介護保険から外されるということではなく、国の介護保険制度改正によりまして、介護給付費、介護予防給付費から地域支援事業に位置付けが変わるということでございます。

これは、全国一律の予防給付でありました訪問介護及び通所介護が、地域支援事業の中の介護予防生活支援サービスとして位置付けられることとなり、それに伴い地域支援事業の限度額を超えた場合は、一般財源で補わなければならないという点があるわけでございます。

事業の開始時期は、平成27年度、28年度は市町村の選択によって行うことができますが、平成29年4月までに全ての保険者で要支援者に対する事業を開始することになっております。また、当該事業は、既存の事業所によるサービスに加えまして、多様な主体による訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスとして多様なサービスの提供が可能とされており、村としては施設整備、体制づくりを既存の事業者などと連携協力して、サービスの維持に努めていきたいと思っております。

その際には、介護保険運営協議会などの答申を受けましたとおり、社会福祉、高齢福祉及び介護保険事業の施策に関し、住民が広範に意見交換できる場を設け、施策に反映させていくようにしていきたいと思います。

特別養護老人ホームの入所条件が原則要介護3以上に引き上げられることに対する 影響と対策でありますが、入所の特例条件として、やむを得ない事情により特養以外 での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと入所を認め るという項目がございます。平成27年1月現在で本村から入所されております方は、 介護1の方が2名、介護2の方が7名、合計9名が入所されております。やむを得な い事情に該当しているわけでございます。特別やむを得ない事情、いろいろあります が、知的あるいは精神的に、あるいは虐待とか認知とか、いろいろの条件を勘案して、 そういった事情に該当するかどうか判断するということになっております。

しかし、介護度3の中でも入所できないといった事情も出てきている、あるいは今後とも増えてくるということもございますので、特別養護老人ホームについての施設整備を実施しなければならないというふうに思っているところでございます。

また、介護予防事業は、介護保険に基づき、介護を要する状態の軽減または悪化を防止するのがその趣旨でありましたので、介護状態にならないよう、みずからの健康は地域で、そして自分で、自分の力で健康づくりをする。このように、高齢者やその人たちが住む地域が主体的に健康づくりをしていくといったことが、本当の介護予防ではないかと思っております。皆それぞれ自分の力によって努力できるような、高齢者自身が主体的に健康づくりに取り組むことが何より重要でございます。高齢者が主体的に取り組める趣味の活動を通じたり、いわば日常の生活の中で友達や知人との交流を通じて健康づくりを行うことが、最も効果があると考えております。

そういったことで、食育、健康増進をはじめ、そういった健康づくりを進め、生きがいづくりをしているグループやそれをリードしている個人の方々に対して協力し、 全村的な運動に展開していきたいと思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君の再質問を許します。
- ○4番(藤田節夫君) 村長のほうから、今後順次取り組んでいきたいと、施設整備等も含め、平成29年4月までには整えていきたいということでありますけれども、順次これから質問していきたいと思いますけれども、実は私も介護保険運営協議会の会長として、この間3回にわたり協議を進めてきましたが、2月5日にようやく素案がまとまり、答申をしてきたところです。

今回の審議会では、委員の皆様から、高齢化社会が既に進行している状況で、これ

までの村の対応に心配する委員も多く、各委員からさまざまな意見が出され、答申内 容に次の項目を追加いたしました。

1つとして、施設整備については入所待機者状況に鑑み、できるだけ早く整備することを求めます。2つ目として、介護予防事業の推進を強く求めます。3つ目として、村民が広範に意見交換ができる会を立ち上げることを求めます。以上3点が追加答申されました。

さらに、今定例議会に、西郷村年金者友の会から西郷村の第6期介護保険事業に関する陳情書が上がってきています。陳情書の趣旨を要約すると、この間、年金が立て続けに減額される中、消費税が増税され、年金者の生活は大変苦しい状況です。多くの低年金者の方々は、生活が苦しいと感じている方は約7割以上に上っています。こうした中で、新たにスタートする第6期介護保険事業では、保険料がさらに引き上げられようとしています。また、介護サービスの低下やサービスに対する自己負担も増えるなど、高齢者の生活に大きな負担となる計画です。私たち高齢者年金生活者が西郷村で安心して暮らしていけるようお願いしたいという陳情内容です。

具体的には、保険料は引き上げないこと。2つ目に、要支援が介護保険事業から除外されますが、従来から行っている要支援サービスは村の一般行政において継続して 実施していただきたい。3つ目に、従来から行っている介護サービスの種類、質は低下させず継続して実施していただきたい。以上3点が要望されました。

今回出された陳情は、既に担当常任委員会で全会一致で採択すべきものと決しております。

今年度出された介護保険運営協議会からの答申と、西郷村年金者友の会から出されている陳情書について、村長の率直の考えをお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 要望の趣旨は理解をしております。私も同感で、できればそのと おりしたいわけです。

しかし、特別会計でどういうふうにしていくか、いろいろ問題がありますが、やはり上げざるを得ないといった部分もあったわけであります。いろんなアンケート、要望にもありましたが、年金が少しカットされていますよね。そういったこととか、これからどれだけ上がっていくんだろうという将来負担を見たときに、やっぱりこれは国費対応のほうを早く上げてもらいたいと、私もそう思っております。それが実現するや否やにつきましては、国の財源との関係もありますので、要望はして、なおかつ自分も守るといった方向で行かなければならんというふうに思っております。

アンケート等をずっと見てきますと、介護保険が高い、何とかしてもらいたいというのが一番目につく項目でいっぱいありましたので、もちろんそれは生活全般におけるものとの関係でもありましょうが、やはり可処分所得を減らさないようにということは、よく承知しているつもりでございます。

だんだん高齢化の様相が具体的になってきたということでもございますので、心して、今の財源あるいは負担の問題に対応してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 要望の趣旨はわかっていると、さらに介護保険料も高いことは 重々承知しているということですけれども、村の介護保険料ですが、第5期介護保険 事業では県内で一番高い保険料に設定されております。全国で見ても高い位置にラン ク付けされております。第5期で見ると、福島県の平均が4,705円、全国の平均 が4,972円でした。今回の第5期介護保険事業計画でも、財務省の試算では全国 の平均を5,550円と見ています。村の基準額は5,700円と、さらに高い保険料 に設定されました。

いろいろ介護保険料の出し方はあると思いますけれども、村民の皆さんにわかりやすく、なぜ西郷村はこれだけ介護保険料が高いのか、村民にわかりやすく説明をお願いたします。伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○参事兼健康推進課長(皆川博三君) お答えいたします。

どうして西郷村の介護保険料が高いのかということでございますが、基本的に私たち事務方としては、高いというような感覚では捉えておりません。介護保険というのは、昔からサービスの水準をあらわす数字であるということで言われてきております。一番わかりやすい表現をしたらということなんですが、介護保険は介護度別に限度額というものが設定されております。介護度1なら月幾ら、介護度5なら三十数万円というふうに、限度額というものが設定されております。これに対して、全ての人が満額を使っているわけではないんですね。ですから、限度額の内輪で皆さん使っているということです。そうすると、使い方には、村民のおのおのの方も違いますし、市町村においても使い方に差があるということです。

一番どのような形でご説明すればわかっていただけるかということなんですが、例えば今言った限度額、一人一人の介護度別の限度額、これを100%使ったとすると、うちのほうの試算としては介護保険料が基準額が8,500円程度になります。今5,700円であるということなんで、平均した話ですが、そういうふうな水準にあるということでご理解いただければと思います。

以上です。(不規則発言あり)おのおのの介護度別の限度額は、国の法律のほうで 決めます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 全て限度額を使えば、100%使えば基準額が8,500円ということですけれども、それにしても私は何か、私だけじゃないと思うんですけれども、村民の方誰でも思うことなんでしょうけれども、高いのかなという、専門的に言うとこういう形になるんでしょうけれども、一応お話はそういったことで聞いておきますけれども、村長は、平成25年4月22日に年金者友の会と話し合いを持ったことを覚えていると思いますけれども、このとき、友の会から村長に対して保険料は上げないでほしいと要望したのに対して、村長はこのように答えています。できるだけ介護保険料は抑制できるようにしたい、そのために一般財源から救出したいと答えていま

すが、覚えていますか。今回、保険料を抑えるために一般財源から繰り入れ、保険料を抑えるべきではなかったんでしょうか。村長は村民に対して、これではうそを言ったことになりますけれども、答弁をよろしくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 年金者友の会の方々とお会いいたしました。よく覚えております。 要望もそのとおりです。やっぱり年金からすると、介護保険は可処分所得を圧迫する ので、なるべく上げないで努力していただきたい、そのとおりです、努力いたします と言いました。安くするためにはどうしますかと言ったときには、一般財源を投入す るしかありませんと言いましたが、もちろんその推移で努力しますと、特別会計です から、ということを申し上げたところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) いろいろな中で、できるだけ保険料を抑制するよう頑張りたいというか、最後に、でも一般会計から救出したいと、これは議事録なんですけれども、そのように申しています。であるならば、一般財源から繰り入れても何ら問題はないのかなと思います。特別会計ですけれども、ほかに特別会計は下水道なり国保なりあるんですけれども、そちらには一般財源を繰り入れているわけですよね。そういった意味では、先ほど来から言っていますけれども、西郷村の介護保険料は非常に高いということであれば、やはり村長はその辺は、まだ間に合うと思いますけれども、そういった考えがあるかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今回、周辺の状況を見て、白河市が 5,800円で、それから去年2番。周辺を見ますと白河市より安いので、私は一安心したわけです。本当に前は高かったですよね。西郷村は高い。なぜか。やっぱり施設があって利用される方が多いから、結局歳入は決まっている。しかし、歳出として介護保険料が出ていけば、どこかで穴埋めしなければならない。よってということで上がってきたわけであります。ところが、白河市が今年 5,800円という事前情報がありましたので、我が西郷村は 5,700円でできる。これはいろいろ村民の皆様、なるべく介護についての予防とか、あるいは今の限度額を超えないようないろんな自制といいますか、抑制ということの結果ではないかというふうに思ったわけでございます。

これが本当に、全部見渡しますと関西が高いですよね。関西はなべて6,000円以上であります。そういうことで、西郷村のポジションがどの辺にあるのかいつも考えておりますが、そういったことが相当数超えてしまうという事態が来て、本当にそういった声が蔓延するというふうになれば、やっぱり今みたいな一般財源の投入といったことが出てこないとも限らないというふうに思っているわけでありますが、現在そういう状況でございますので、近隣より、白河市より安いといったことは、まことに一安心している状況でございますので、今のところ少し模様を見ようというふうに思っております。

○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) 私は、白河市が幾らとか関西方面が幾らという話を聞いているん じゃなくて、もう限度に来ているんですよね、本当にこういう状況で。

そういった中で、私は今、一般財源からなぜ繰り入れをしなかったのかと。もう一つ言えば、第5期の保険料の平準化を図るために、第5期では一般財源から繰り入れして保険料の平準化を図ってきたわけですよね。今回の保険料を見ましても、各段階でやっぱり高いところもあるし、そういうのもあるので、ぜひ少し、一般財源は実際にもう繰り入れしているわけですから、今回もなぜそういう対処というか、村民の方からも出ているので、ぜひそういったことで介護保険料の抑制をしていただきたかったなと思うんですけれども、もう一度よろしくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) お話の趣旨はわかっておりますので、いろいろ検討していきます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) いろいろ検討したいと言いますけれども、時間がないんですよね。 検討する余地が、時間が。この議会で議決されればもうそのとおり行っちゃう。3年 間。だから、今議会で村長のほうからこのように提案をしたいというだったら、検討 して提案したいというなら話はわかりますけれども、その辺のことをもう一度答弁を お願いします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 予算は提案いたしましたので、よろしくお願いいたします。ただ、 趣旨については、本当に声はいろいろ聞いたりしておりますので、引き続き検討いた しますということです。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 予算はもう提案しているので変えることはできないということですけれども、ここで1つだけ確認しておきたいんですけれども、介護保険特別会計ですけれども、一般財源は繰り入れても何ら支障ないということでよろしいでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 予算の趣旨、一般会計、特別会計の趣旨がありますので、そういったことを見ながら対応していくというわけであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 私、先ほども申しましたけれども、第5期ではもう全て一般財源から繰り入れられているということなんですよね。それと、いろいろ厚生労働省でも調べると、介護保険料に対する自治体の独自減免について、独自補塡はできないなどという見解を各自治体に通知していた問題で、日本共産党の追及で、自治体の独自減免に対して、法律上は禁止されないということを厚労省は認めました。実際には、全国各地で一般財源から繰り入れして減免している自治体もたくさんあります。

また、安倍首相が、消費税増税と社会保障の一体改革と言って、低所得者に対して 約束をしていた保険料の軽減措置もほとんど先送りされてしまいました。これは、低 所得者層の軽減措置ですけれども、第1段階から第3段階に当たる保険料で、第1段 階の保険料率が 0.5 から 0.3 に、第 2 段階が 0.7 5 から 0.5 に、第 3 段階が 0.7 5 から 0.7 に軽減措置がされる予定でした。これは、もう既に消費税の関係で ほとんど全てほごにされてしまったんですけれども、これは全くの詐欺行為で、安倍 首相があれだけ声高に、低所得者に対して軽減措置をするんだよと言っておきながら、今度消費税が 10%に上がらなかったことで、軽減すると言っていた軽減措置を全て ほごにされ、本当に国民はだまされてしまったというようになっております。

ただ、全国の自治体でこれを見ると、実際は軽減される予定額を一般財源から補塡をして、独自に軽減している自治体も出てきています。やっぱり村も最低、低所得者に対しては、安倍首相が来年10月10%に上げるなんて言っていますけれども、私はそれも反対ですけれども、そうしたら今度この軽減措置をやるんだというようなことを平気で言っているわけですよ。これだってほごにされるかどうかわからないし、まして10%は反対でありますから、でも軽減した値段を、低所得者層ですから、これは。その分を一般財源から繰り込んでいる自治体がたくさん今出ているということなんです。この分ぐらいは村として一般財源から繰り入れるべきじゃないか。

今回いろいろ、介護保険料を決めるに当たって、低所得者がうんと上がっている層もあるんですよね。これはいろいろ過去の保険料を決めるときのひずみ等も出ているとは聞いておりますけれども、そういった意味で、最初安倍首相が言った内容でやっていただくと、その分、軽減の分は一般財源で補塡するというようなことを村長の口から言っていただければ、皆さん助かるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今年の当初予算の組み方の中において、消費税が上がらないことによる今の話、いっぱい出ていました。年金の基礎的、ベースの一般財源投入がかなわない、したがって年金のスライドが、これまでやっていたやつができない。逆にくれ過ぎたところを減らしましょうといったことで、年金が減額になったりしているということがあります。今回のことについては、やはりどこまで我慢できるかという家計の問題で、国の仕組み自体が、相互扶助といいますか、助け合う、特にということがありますので、そういった念頭にあることについては早く実施していただきたいと私も思っています。

一般財源を財政規律といったことを超えてやった場合は、財務省、総務省は富裕団体とみなしていろんなペナルティーをよこします。要するに地方交付税を減らしてくるわけです。そういったことが最小限になるように私も注意深くはやっていますが、ただ規律と、しかし、あまりにも大変なことになれば、本当に背に腹はかえられないという事態もありますので、いろんなことを考えながらこの対応をしていくしかないというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) いつも村長は、何かやると、村独自にやるとペナルティーが来る と言っておりますけれども、先ほども申しましたように、厚労省では自治体の独自減

免に対して、法律では禁止されていないということで、多くの自治体でこの軽減措置の分だけを一般財源から補塡しているということがたくさん見られます。さらには、先ほどの質問の方から出ていましたけれども、財政調整基金ですか、村長は答えていましたけれども、これだって20億円あると、持ち過ぎだと、10億円は回したいと、ほかの目的基金として。であるならば、こういったお金を使えば村民のために、本当に大したお金ではないんですよ、これ。その方面から出して、皆さんが本当に安心して暮らしていけるむらづくりのために使うのであれば、村民の方は誰も文句言わないのかなと私は思うんですけれども、私がここでいくら何を言っても叫んでも、村長はうんとは言わないと思うんですけれども、ただ、2月26日に、新聞報道ですけれども、国民の所得に占める税金や社会保険料の割合を示す2015年度の国民負担率が2014年度と比べて0.8%増え、43.4%となり過去最高になったと。そのうち社会保障費についても17.8%と、これも過去最高になっていると。我々の所得に占める割合の約半分が税金と社会保障費の負担となることが、これは財務省の報道ですけれども言われております。これは生活していくためには相当な影響に、負担になっていくのかなと思います。

社会保障のためと言って税金を上げたはずが、社会保障費は上がり、介護事業は悪くなるばかりで、何のために消費税を上げたのか理解に苦しむところです。村民が支払う税や社会保障費はもう既に限界にきていると思います。せめて生活困窮者に対しては、もう少し温かい手を差し伸べるべきではないのでしょうか。その辺のところを村長の見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 事情はおっしゃるとおりだと思いますけれども、高福祉、高負担という北欧型に移行するのか、あるいは日本の現状で消費税を10%に上げていくのか、そしてプライマリーバランス、日本の財政からいうと29、30%まで上げないと、今のやつは、さっきの31兆円の国債を発行しなくてもいいとなっていましたね。結局、現状の枠組みの中において、今言われた生活弱者あるいは困窮者に対して、どのように財政上の配分をしていくかということの限界探しを実はしているわけであります。

趣旨はよくわかりましたので、引き続き検討いたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 村長は、この手の話になるといつも高福祉、高負担という話が出てきますけれども、いつも上田議員、さらには先ほど後藤議員のほうからもちょっと出ていましたけれども、岩手県の旧沢内村村長の言葉をちょっとここで紹介したいと思うんですけれども、私、最近ファンになっちゃいましたものですから。その中で、深沢村長は、「人間に格差があってはならないのです。人間の生命や健康は、人間の尊厳の根本であって、それに格差がつけられることは絶対に許されないことです。だから私は、国民の生命や健康に関することは教育問題と合わせてすべて国家の責任で管理すべきだという考えです。それがかなわないのであれば、せめてこの村だけは村

の責任で村民の生命と健康を守りたい」と彼は言っているんですよね。

そういった意味で、もう少し村長にも温かい、もうちょっとでいいんですけれども、 温かい気持ちで村民に接していただきたいと思います。

次に、介護施設の整備についてお伺いします。

今回の改正では、要支援1、2が介護事業から外され、特養入所を原則要介護3以上に限定され、各自治体に負担を押し付けてきております。村としても早急に受け皿を計画しなければならないのではないでしょうか。村長の考えをお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 前のこの質問もありましたのでお答えしたとおり、やはり待機者がいたりということも現実にあるわけであります。介護保険を納付しながらなかなか入所できない、このジレンマをどうしていくかということもあって、さらに広域型から地域型ということの移行もある。さすればということになって、どなたが、誰がやるんでしょうといったことを考えて、そうしますと、入所、先ほどの介護の限度額を使って、あるいはそのほかのホテルコスト、食費、いろいろあるとなかなか容易でないことがあります。そして、年金の現実ということがありますので、いろいろ勘案しながら、望ましい形に行ければいいというふうに思っているところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) まさに保険あって介護なしというところかなと私は思いますけれども、今回の国の介護保険事業計画の改正に伴い、担当課では第6期計画以降における施設の年度別計画が出されました。12月22日に行われた第1回介護保険協議会に出された計画とその後に修正をした計画では、全ての計画が後退してしまいましたが、なぜこのように後退をしたのか。特養入所待機者が毎年60名からいる状況、また村の人口の推移を見ると、一昨年から、65歳になる方がこれまで100人単位で来たものが一気に300人台に跳ね上がって、今度はその流れが続きます。いわゆる300人台がずっとこれから65歳になっていく。いわゆる団塊の世代が高齢者の時代に入ってきています。

今回の介護保険事業の改正で、どこの自治体でも介護施設の整備は喫緊の課題となっております。村民の方からの要望にもありますが、要支援事業が介護保険事業から外される中で、従来から行っている要支援サービス等を低下することなく継続して実施してほしいと言っております。

村の要介護、要支援認定者は、現在、要支援1が34名、要支援2が96名、要介護1が65名、要介護2が130名、要介護3が103名、要介護4が79名、要介護5が82名、合計で589名いると聞いております。今後ますます増え続けることは確実です。要支援者が140名います。介護保険事業から外されます。毎年重度化します。村全体で真剣に取り組んでいかなければ、高齢者の行き場がなくなります。

その施設ですけれども、最初に出された計画書、これが最後に出された計画書ですけれども、担当課で出した計画書を年度別に出したものと、その後、村長査定だと思うんですけれども、それが全てもう後退して、1つ例に言えば、北部地区小デイサー

ビスですか、これが平成28年度に計画されたものが平成29年度に移されていると。 これ1つだけでなく、全てそういう感じで後退しました。これについて、村長の査定 によるものだと思いますけれども、見解をお聞かせください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 事業、事をなすといった場合には、それなりの条件、いろいろ必要であります。目標はもちろん持っておりますけれども、その条件の成熟度あるいは予算の問題とか、いろんなことを勘案して査定をしているところでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 予算等を勘案してそのようになったということですけれども、先ほどから言っていますけれども、本当に高齢者はこのままだと行き場がないと、毎年60名からの待機者があって、施設に入る前に亡くなっていくというような状況は、村長も十分ご存じだと思うんですけれども、この施設に関しても、今はもう私は遅いと思うんですよね、既に。もう既に取り組んでいる自治体もたくさんありますし、この中の皆さんの意見を聞くと、施設がなくなったらば姥捨て山とか、そんな感じになるんじゃないかと、ましてや家には介護する人もいない、老老介護、ひとり暮らしが進んでいく中で、そういった村独自の施設を今つくっていかなかったらばどういうふうになるんだと。さらには、村長査定した中身を見ると、村長の任期以外に設定しているんですよ。だから、村長はこういった介護の事業については関心がないのかなと。当然、村長だってそれなりの年になっているわけですから、もう少し、本当にこの村に住んでよかったというような施策をとってほしいと思いますけれども、もう一度お伺いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) いろいろ考えてからやって、現実は見ているつもりでございます ので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) いろいろ考えて現実は見ているということですけれども、相当その辺は村民と村長の乖離があるのかなというふうに私は言わざるを得ません。

さらに、介護予防の認認患者の対策についてお伺いしたいんですけれども、新聞報道によると、警視庁は、2013年度ですけれども、約1万人以上の認知症による行方不明者がいると公表しています。また、これは大きな社会問題にもなってきています。

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気で、65歳以上の高齢者の約15%が 認知症だと言われております。認知症が進行すると、徘回による迷子や真夜中の大声、 暴言や暴力、ところかまわずの失禁や漏便など、日夜介護に明け暮れる家族の心労は 大変なものがあります。

認知症は初期段階での対応や治療により進行が抑えられ、治せる認知症、進行を抑えることができる認知症があることは明らかになっております。重症化する前に相談できる窓口等の充実が喫緊の課題として取り組んでいる自治体が多く見られます。

村での取り組みと今後の対応についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○参事兼健康推進課長(皆川博三君) お答えいたします。

認知症の対策ということで、今回の法改正の件だと思いますが、これについては、 今ご指摘ありましたとおり、全国で相当数の方の行方不明が出て、それがどこにいる かもわからないという状況があるということで、最近、結構話題になっているところ でございます。幸いにして、村のほうではそういうふうな事例は数少ないのですが、 やはりこれらについてもどのように対応していくかということで、本課のほうで考え ていることを申し上げます。

ご存じかと思いますが、健康推進課のほうで、ひとり暮らしの老人の方とか高齢者 世帯の方を対象にした見守りネットワークというふうな部分で構築を図っております。 これらの部分を活用する考え方で認知症の対策を講じていきたいというのが、1つ計 画として持っております。

その内容といたしましては、衣類とか靴とか財布とか、老人の方の身の回りの物に ワッペンを張るということなんですね。QRコードの付いたワッペンなんですが、こ の部分について連絡先というものが表示されていまして、そこに連絡をすると、その 人がどこのどういう方だということがわかるような仕組みというものを、平成27年 度でモデル的にやってみたいということで考えております。

これは、基本的にはひとり暮らしとか高齢者世帯の見守りネットワークの方々をまず試験的に行いまして、それを認知症の方々の、今言った徘回等に対するものにも使えますし、できれば、必要となる65歳以上の高齢者の方々に配布をして付けていくと。QRコードですので、お金的には大きなものはかからないと思っていますので、そのような形で考えております。

この方法は、もう一つ、何年か前にご質問、私のほうではないんですが、いただいた、常時かかりつけ医の情報、それを冷蔵庫に入れたらどうだというようなご質問もいただきましたが、その辺についても対応できるかということで、総合的に、認知症ということばかりではなくて、高齢者全体の見守りというところで捉えてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 課長のほうから、QRコードの付いたワッペンを張って、そのワッペンを、携帯等でやるのかな、QRというのは、すれば名前、住所、連絡先がわかるということを試験的にやっていきたいということですね。私もこういうことは初めて聞いたところですけれども、これが試験的ということじゃなくて村全体に波及して、そうすれば、迷子になってほとんどどこに行ったかわからないというような状況が解消されるのかなと思いました。ぜひ進めていってもらいたいなと思います。

さらに認知症についてですけれども、多くの自治体で認知症サポーター養成講座が 開かれておりますけれども、西郷村では開催されているのでしょうか、お伺いいたし ます。

- ○議長(鈴木宏始君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) お答えします。

ただいまのご質問の認知症のサポーター事業ですが、村のほうではボランティアセンター事業ということで、村の社会福祉協議会のほうに委託しております。ボランティアセンターですので、小さな子どもから高齢者まで、また、災害とかそういういろいろな含めた中でのボランティアということで、高齢者関係で限りますと、ただいまご質問の認知症のサポーター養成講座、あと高齢者のための健康教室ということで実施しております。

なお、ボランティア養成講座につきましては、昨年末の計画でやっているということで、ちょっとまだ実績とか上がっていませんので、人数とかそういうのは現在ではまだわかりません。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) ボランティア事業として社協に委託しているという回答ですけれ ども、第7期高齢者保健福祉計画の計画策定の概要に、認知症高齢者の増加も見込ま れることから、認知症施策の増進も必要となってきているということが書かれていま すので、できれば健康推進課ですか、高齢者対策として取り入れたほうがいいのかな と私は思うんですけれども、その辺がはっきりしないと、社協でやっている、誰がサ ポートを受けたかわからない、つながりがなくなっちゃうのかなと思うんですけれど も、その辺のことはいかがでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○参事兼健康推進課長(皆川博三君) お答えいたします。

第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の中に認知症支援の部分がご ざいます。その中でのお話だということでよろしいでしょうか。

その中では、地域での見守りの体制として、高齢者、先ほど言いました見守り安心ネットワークの構築により、見守り協力員となっていただいている方に認知症サポーターの養成講座を推奨して、優先的にその方々に認知症サポーターの養成講座を受けていただいて、養成をしていくというような考え方になっております。

先ほどちょっと不足したのかもしれませんが、見守り安心ネットワークは、今現在、アイネット株式会社というところに、機械も合わせまして24時間の見守りをしていただいております。先ほどのQRコードも、個人情報が出るのではなくて、アイネットの電話番号が記載されていると。連絡先はここですよ、その会社のほうに連絡すると、そこにその人の個人情報があって、それで提供していくということでございます。

一般質問の一番最初に、佐藤富男議員にもお答えしたかと思いますが、今は228件ぐらいをやっているというふうな状況です。この228件の人にそういうことをやっているんですが、一番のキーというのは、近くの人が協力員になっていただいています。当該高齢者の周りの人に2人の協力員を求めています。そうすると、それは常時見守りができるという観点でございまして、新聞の配達状況や雨戸の開閉の

状況、電気がついているかついていないか、そういうふうなことで、目視で一番先に 見守りをするというような部分を踏まえてやっております。その協力員の方々を優先 的に認知症サポーターとして養成していくというのが、今計画の中での計画でござい ます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後3時25分まで休憩いたします。

(午後3時02分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後3時25分)

- ○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。 (「議長、議事進行について」という声あり)
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 先ほどから藤田議員さんに対する村長の答弁を聞いていますと、 全く責任のない、無責任な答弁をしているんですよ。こんな答弁は絶対に議会でやる べきことではないのでございますから、議長からその都度その都度、厳重注意をして いただきたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) ただいま16番室井清男議員の議事進行についての発言がございました。村長には、しかるべく答弁のほうをお考えいただきながら、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、4番藤田節夫君の一般質問を許します。

4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) ただいま、認知症サポート養成講座の件で、見守り要員の方を優先してやっていくということでございます。この認知症サポート養成講座は、ある自治体では小中学校から行っているので、見守り隊だけでなくて、一般村民にも公募して講座を開いていったほうがいいのかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、東京では、「知って安心 認知症 認知症の人にやさしいまち 東京を目指して」のパンフレットを作成して、都内の区市町村に配布をして、地域における認知症の方に対する理解への普及啓発の取り組みに広く活用されていると聞いております。この中には、認知症の疑いが確認できる、自分でできる認知症の気づきチェックリストなども入っています。村としても取り入れてはどうでしょうか。これはネットに載っておりますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

認知症は、介護保険制度における地域支援事業の高齢者対策の一環として取り組まれているもので、認知症が増え続ける状況において独立した事業として位置づけ、さらに拡充を図る必要があると考えます。希望を持ち、安心して暮らせるむらづくりとして、高齢者福祉の充実が待ったなしです。また、介護や認知症にならないためにも、

予防政策が喫緊の課題になります。

先日、松島町の町営プールを視察に行ってきましたが、そこは介護予防施設になっていて、流れるプールで歩行訓練や歩行者のトレーニング施設が完備されていました。 また、高齢者が利用しやすいように、小型巡回バスで高齢者の送迎をしておりました。

介護予防事業は、魅力ある事業でないと効果がないと言われております。お出かけ 支援バス、いわゆるデマンド型交通システムが実施されれば、今行っている高齢者外 出支援バスの必要もなくなり、制約なく、いつでもどこへでも出かけることができ、 介護予防には欠かせない政策と思います。ぜひデマンドタクシー政策を実施していた だきたいと思います。

また、村の補助を受け、空き家などを利用して、地域の住民の方々がデイサービスを行うなど、行政がやるべきことや、住民が中心となり事業をすることも考えていかなければならないのではないでしょうか。

最後に、高齢化社会に向けた取り組みを、一担当課に任せるのではなく、検討委員会を立ち上げ、いろんな部署から参加をしてもらい、住民の意見を聞き、多面的に検討して、村の介護政策や高齢化社会に向けた政策を村全体で取り組んでいく必要があると思います。ぜひこの辺のことを念頭に置いて、村長には先頭に立ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、時間の関係上、次の質問に移りたいと思います。

次に、除染事業について伺います。

東日本大震災から昨日で4年がたちました。原発事故で、いまだに12万人の方々が避難を余儀なくされています。除染作業も全県で進められていますが、まだまだ道半ばで、中間貯蔵施設も地権者等との問題が解決されず、仮置き場に保管されている汚染物質を移動するまでには相当な時間がかかることが予想されます。村内でも除染が盛んに行われていますが、村民の方々からいろいろな意見が出ておりますので、お伺いしたいと思います。

この除染に関しては、担当課長のほうから答弁していただいたほうが端的に進みま すので、ぜひ担当課長の答弁で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずはじめに、除染の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) 藤田議員の一般質問にお答えします。

まず、除染の進捗状況と今後の計画についてというご質問にお答えしたいと思います。

まず、県の情報では1月末の除染状況を発表しておりますが、私どもは今回、一番 最新の状況についてお答え申し上げたいと思います。

おただしの村内の除染進捗状況につきましては、昨年、平成26年12月現在で、一般住宅等につきましては全部発注をいたしました。現在の一般住宅等の進捗状況でございますが、約6,900世帯の計画に対して約3,800世帯の除染が完了しております。率に直しますと約55%です。それから、現在着手が800件ほどございま

す。これを含めますと約65%になります。これらを、今後、平成27年度完了を目指して職員一丸となって頑張ってまいりたいと考えております。

今後の計画につきましては、先ほど申し上げましたように、平成28年3月でおおむね完了したいと。これらは毎月の統計をとりますと、冬場を除きますと約300世帯ほど1カ月に進んでおりますので、約9カ月、それで2,700世帯。それから4カ月は、冬場については200世帯の進捗状況が見られますので約800世帯、それらを足しますと3,500世帯、これらを足しますと約7,000世帯となりますので、おおむね順調に行けば平成27年度で完了するのではないかと思っております。

さらに、請負業者と村が一丸となって早期の完成を目指したいと考えております。 まずは平成27年度につきましては、皆様に予算の計画のときに、当初予算の中で説明したように、残りの道路関係、それから何かが漏れていないか、その辺の検証をして、それらを全部発注していきたいと考えております。全体的に村の除染は平成28年度を最後に完了したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 住宅の除染が現在55%終了していると、さらに800件が今現在進行ということですけれども、3月10日付で、民友新聞ですけれども、36市町村の除染実施状況が掲載されていました。住宅の件は了解しましたけれども、この中で公共施設の除染計画が258カ所となっており、本年度までの計画が212カ所、除染実施済みが142カ所となっています。残された施設の場所と今後の計画、わかればお願いします。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。

公共施設につきましては、一般住宅等々含めまして公民館と集会所、これらを出しておりますので、平成27年度には終了するのではないかと思います。それから、公園等に埋めてあります除去土壌につきましても、平成27年度で搬出して仮置き場に保管したいと考えております。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 時間がないので進んでいきたいと思います。

道路の除染ですけれども、これは側溝も含むと思うんですけれども、ほかの自治体から比べると相当西郷村は遅れているような報告がされておりますけれども、これも 平成27年度中に終わる予定でしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。

道路はなぜ遅れたかというと、国道4号線につきましては、国交省の発注で現在おおむね完了しております。それから高速道路、ネクスコですね。これらは法面の生活環境に及ぼすものについては今現在執行中でございます。それから県道、3桁国道に

つきましては、県南建設事務所と協議をしまして平成27年度にそれぞれ発注するということで、村も最終的に、村内全域の住宅除染の残りがありますので、それらは全て道路の側溝に一部流れ込むという懸念がございましたので、最終的に平成27年度に計画いたしました。ですから、平成27年度にはおおむね除雪路線になると思いますが、生活道路、こちらは約200キロ程度になるとは思いますが、その辺はこれから検証しまして、平成27年度には完了できるように計画をしたいと考えております。以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) では、除染については全て平成27年度に終了するという理解で よろしいでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) そのような計画ではいきたいと思いますが、最終的に平成28年度には全てを完了したいと、漏れたり、そういったものがございますので、それらを全てもう一度見直して検証して、そういったものを最終的に平成28年度、村の除染計画が平成28年8月だと思いますが、それらを計画しておりますので、最終的には平成28年度に全部終了したいと考えております。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 最終的なことは平成28年8月までということで、今、課長のほうからもう一度見直しということですけれども、既に除染が終わった箇所で、スポット的に高い部分が出ていると聞いているんですけれども、そういったところはどのように考えているんでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

完了した行政区につきましては、現在34地区で発注しておりますが、現在10地区で現場的には完了しております。その中で、ホットスポットで残っている部分については、コンクリート舗装の割れ目から侵入した放射性物質、こちらはやはり高い。でも、これらのものについては壊さないとできないので、こちらのほうについては今協議中でありますが、これらも実施できるようには国のほうに要望しておりますが、なかなか時間がかかっております。

ですから、現在のところ、そういったホットスポット的なもので、線量が上がって しまったというところは見受けられませんので、そういった以外のものについて、ま だ通知漏れとか、私のところは漏れちゃったとか、そういったものを見直して、最終 的に平成28年度に計画したいと考えております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) コンクリートの割れ目ということですけれども、山砂で埋め固めたところも、結局周りが除染していなくて、飛んできて線量が上がってしまったというところも、実際にはまだ来ていないということですけれども、これからも来る可能性があるので、そういったところの対応を、もしあればお聞きしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) 現在のところそういった協議については、国の ほうでなかなか認めていただいておりませんので、引き続き頑張って要望してまいり たいと、できる限り要望に応えていきたいと考えております。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 国のほうでは、環境省のほうではまだ認めていないという答弁で しょうけれども、そういったところも、コンクリートじゃなくてそういった声もちょ っと聞こえたので、これも対処しなければいけないのかなと思いますので、よろしく お願いをしたいと思います。

それと、住宅周辺に散乱している不燃物等の処理について、業者が処分しないと言っているということも聞きますので、例えば自分の敷地じゃなくても、20メートル以内とかで、材料とか廃タイヤとかあるやつは業者が持っていかないというような話も聞きましたんですけれども、そういった対応はいかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

そういった廃材については、除染とはまた別な考えがあります。これは産業廃棄物という法律がございます。これらの処分については、除染とはまた別な考えで処分をしなくてはいけないので、除染事業ではちょっとできないものですから、これは法律がまた別なものになってきますので、除染ではちょっと対応できないということでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 除染では対応できないということですけれども、結局それも相当な線量があって、そのままにしてはおけない状況ですよね。例えば、そこで子どもが遊んだり、ほかの人がさわったりすれば、結局高い線量を受けてしまうということなので、これは私のところではないというわけにはいかないと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

分野が法律的に産業廃棄物関係と除染が違うものですから、これは管轄がまた別なんですけれども、できるだけ除染事業でできるものについては除染事業で対応しますけれども、廃材とか、農機具とか、震災前にあって放射性物質が降り注いだものを言っていると思うんですが、これらは除染とはまた別、除染については除去土壌、放射性物質が土地等に付いた場合、それを除去する事業でございますので、農家の人、これは原因者が原発の爆発ということでお気の毒なのですが、法律的にまた別な対処をしなくちゃいけない。そういう高いものについては引き取る業者がいないということで、自宅に保管せざるを得ないということなんですね、現在のところは。

ただ、除染事業もなかなか苦しい、要望にはお応えはしたいんですが、これは違う 観点から対処しなくてはいけないと思いますので、その辺はご理解願いたいと思いま す。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 納得いかない説明ですけれども、結局、家のそばで、持ち主というか、捨てられている廃材、所有者がわからないということで、それは私どもの責任 じゃないので持っていかないし、処分もしないと、それは理屈に反するかな。結局、原因者が東電であるんだから、ましてや環境省も含めて、やっぱり強くその辺は言って、除染するなり片付けるなり、結局立木なんかは細かくチップ上にして、フレコンバッグに納めて運んでいるわけなので、そういった意味では、崩れる物は崩してフレコンバッグに入れて運んでも、何ら問題はないと思うんですけれども、もう一度お伺いします。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。 厳しいとは思いますが、さらに国・県に要望してまいりたいと思いますので、ご理解願います。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 国・県に要望していくということですけれども、これを要するに チップ状とか細かくして運んで、それは違う法律でできないということですけれども、 何ら問題はないのかなと、普通一般に思えば。だって、それがあることによって、そ こで周りの人が線量を浴びるわけでしょう。そういったことを、これは法律が、廃棄 物とかは別だと言っても、それも同じく放射能をかぶったので、その辺はやっぱりや れよということで、関係者なりなんなりに言ってやらないと、村民の意見がおさまら ないというようなことで言って、処分していただきたい。放射性物質として一緒に処 分していただきたいと思いますけれども、もう一度お伺いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。 状況を一度見て、国・県に要望してまいります。よろしくお願いします。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) ぜひお願いをしたいと思います。

時間がないので、今まで10地区ですか、地区的には終わっているということで、 除染をうちはやらなくてもいいというところがあると聞いておりますけれども、除染 をやらない住宅の対応、今後の対応をどうするのかお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。

個人的にやらないということですね。これらにつきましては、うちの職員が出向いて説得に回ります。どうしてもやらない方については、今現在1名ほどしかおりませんので、大体は納得していただいて、除染をするようにしていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) やらないのは1名程度ということなので、これも説得して、やるような方向で持っていっていただきたいと思います。

時間がなくなってきちゃったんですけれども、次に、わかれば、汚染物質を中間貯 蔵施設に移動する計画、今のところわかるだけでいいのでお示しください。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。

環境省から示されております素案につきましては、中間貯蔵の仮置き場からの搬入 につきましての素案を申し上げたいと思います。

基本的には、国県道を通りまして白河 I C、白河中央インターを利用して、高速道路矢吹インターから…… (不規則発言あり)まずは明日から、中間貯蔵施設の周辺9市町村のパイロット輸送を実施します。それから、4月いっぱいかかると思いますが、これらは各市町村1,000袋を運ぶという計画でございます。

我が西郷村につきましては、その以降、4月以降に約1,000袋を運んで、ルートの検証、いろいろな問題がありますので、それらの検証を踏まえて、本格的に輸送に入るのは平成28年度からということが示されております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 中間貯蔵施設の関係は、皆様も報道でご存じのように、これから 地権者と東電との話し合いの中で、相当長引くのかなと思います。

それで、フレコンバッグについて今度お伺いしたいんですけれども、耐用年数はど のぐらいあるんでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) 我が村のフレコンバッグの使用につきましては、 平成24年から現在まで2年ちょっと過ぎておりますが、いろいろな種類がございま すが、紫外線にさらした状態で5年から7年の耐用があるということでございます。

これらにつきましては、職員が工場を検査しまして、品質検査とかそういうものを 実施しておりますので、これらは、ラッピングと言いまして、安良田地区の仮置き場 は今現在、遮水シートでもってラッピングされております。ですから、紫外線を避け て保存しておりますので、さらには数年延びるかなと思います。そういった状況です が、今のところフレコンバッグにつきましては、良好な状態を保っておるところでご ざいます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 今のところ良好と言いますけれども、中間貯蔵に移動するまで相当な年数がかかると思います。このフレコンバッグの中身は、水を含んだ汚泥や植物なども一緒に詰められているので、腐敗ガスが発生してぱんぱんになっているものや、草木から芽が出て袋を突き破るケースも考えられます。これは耐用年数に関係なく起こることが予想されます。監視体制は今どのようになっているのでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

仮置き場につきましては、シルバー人材センターのほうに、週に一、二度周回をしまして管理をしております。さらには職員によって目でもって確かめております。一時保管場所につきましては、元請業者と村の職員とシルバー人材センターのほうで巡回をして、管理体制をしっかりとしておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 監視体制を強化しているということですけれども、なかなか積んであると中まで見えないということもあるので、本当に移動の時期が心配されます。中間貯蔵に移動するときに、クレーンでつって積みかえていく状況になると思うので、そのときにどんな状況が起きるのかなと今から心配しているところです。

時間がないので先に進みます。

次に、追原地区除染の仮仮置き場を村のキャンプ場に設置しようとしておりますが、キャンプ場は河川敷にあるため、悪天候等で阿武隈川が増水し、汚染物が流される可能性や、西の郷遊歩道の出発点で観光客も大勢来るので、仮仮置き場の場所を別のところに設置するべきと思います。

また、キャンプ場の除染がまだ実施されていないため、キャンプ場の使用許可を出していないということですが、既に多くの村民が利用しているのが現状です。仮仮置き場にするのではなく、早急に除染をして、村民の憩いの場として復活させることが先決ではないのでしょうか。伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

キャンプ場を一時仮置き場にということでございますが、現時点につきましては、村の用地を地域のためにということでお借りしたわけでございますが、河川につきましては、8・27災害につきましても、そこの場所については浸水はなかったと聞いておりますので、村としては、西の郷遊歩道の入り口でもありますし、その辺の管理体制をきちっとしてまいりたいと思いますので、何とぞ、地域のために村も率先して村の土地を提供して、そういった協力をいただいて、皆さんのご理解を得ながら、やはり地域の除染を早く進めるという意味でお借りしているのでございますので、ご理解願いたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 村民の理解を得たいと言っておりますけれども、私、追原行政区 にいても何ら相談もなかったし、多分村民の方々にも何もお知らせしていないのかな と思います、あの場所は。そういった意味では、本当にもう一度考えて、追原地区内 を、仮仮置き場に置いてもいいという人がいるかもわからないので、本当にその辺は お願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、除染作業員が作業中、横柄な態度や、器物を破損しても 知らんふりをしているとの苦情が寄せられました。多くの作業員は真面目に働いてい るとは思いますけれども、何か起こってからでは遅いので、元請企業に対して再度指 導すべきではないでしょうか。お伺いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。
- ○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) お答え申し上げます。 それらの指導につきましては徹底いたしますので、ご理解願いたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 担当課としても、いろいろ住民との接点が多くて大変でしょうけれども、今後とも本当に村民のため、早く除染できるようにお願い申し上げまして、 私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。
 - ◎散会の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) 以上で、予定されました一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時56分)